目 次

8月定例会会期及び議事日程	4	諸泉定次議員	19
8月定例会付議事件	5	大島豊樹消防課長	19
△ 8月7日 (火)		諸泉定次議員	19
出欠議員氏名	7	手塚義満消防局長	19
地方自治法第121条による出席者	7	諸泉定次議員	20
開 会	8	手塚義満消防局長	20
会期の決定	8	諸泉定次議員	20
議事日程	8	手塚義満消防局長	20
諸報告	8	諸泉定次議員	20
議案付議	8	鷲崎徳春通信指令課長	20
提案理由説明	8	諸泉定次議員	20
秀島敏行広域連合長	8	鷲崎徳春通信指令課長	21
議案に対する質疑	9	諸泉定次議員	21
山下明子議員	9	鷲崎徳春通信指令課長	21
鳥井 武認定審査課長兼給付課長	10	諸泉定次議員	21
廣重和也総務課長兼業務課長	10	山領政信予防課長	21
山下明子議員	10	諸泉定次議員	21
鳥井 武認定審査課長兼給付課長	11	山領政信予防課長	21
山下明子議員	11	諸泉定次議員	22
廣重和也総務課長兼業務課長	11	山領政信予防課長	22
佐藤知美議員	12	諸泉定次議員	22
鳥井 武認定審查課長兼給付課長	12	山領政信予防課長	22
佐藤知美議員	13	諸泉定次議員	22
鳥井 武認定審查課長兼給付課長	13	山下明子議員	22
佐藤知美議員	14	鳥井 武認定審查課長兼給付課長	24
鳥井 武認定審査課長兼給付課長	14	廣重和也総務課長兼業務課長	25
広域連合一般に対する質問	15	山下明子議員	26
諸泉定次議員	15	鳥井 武認定審查課長兼給付課長	26
石丸忠夫消防副局長兼総務課長	16	山下明子議員	26
鷲崎徳春通信指令課長	16	鳥井 武認定審查課長兼給付課長	27
山領政信予防課長	17	山下明子議員	27
諸泉定次議員	17	鳥井 武認定審查課長兼給付課長	27
大島豊樹消防課長	17	山下明子議員	27
諸泉定次議員	17	鳥井 武認定審查課長兼給付課長	28
大島豊樹消防課長	17	山下明子議員	28
諸泉定次議員	18	鳥井 武認定審查課長兼給付課長	28
大島豊樹消防課長	18	山下明子議員	29
諸泉定次議員	18	松尾安朋事務局長	29
石丸忠夫消防副局長兼総務課長	18	休	30

出欠議員氏名	31	廣重和也総務課長兼業務課長	40
地方自治法第121条による出席者	31	佐藤知美議員	41
再 開	32	廣重和也総務課長兼業務課長	41
山下明子議員	32	佐藤知美議員	42
鳥井 武認定審査課長兼給付課長	32	廣重和也総務課長兼業務課長	42
山下明子議員	33	佐藤知美議員	42
鳥井 武認定審查課長兼給付課長	33	廣重和也総務課長兼業務課長	42
山下明子議員	33	佐藤知美議員	42
廣重和也総務課長兼業務課長	33	廣重和也総務課長兼業務課長	42
山下明子議員	33	佐藤知美議員	42
野副芳昭議員	34	廣重和也総務課長兼業務課長	43
廣重和也総務課長兼業務課長	34	佐藤知美議員	43
野副芳昭議員	35	廣重和也総務課長兼業務課長	43
廣重和也総務課長兼業務課長	35	佐藤知美議員	43
野副芳昭議員	35	秀島敏行広域連合長	44
廣重和也総務課長兼業務課長	35	佐藤知美議員	44
野副芳昭議員	36	松永憲明議員	45
廣重和也総務課長兼業務課長	36	廣重和也総務課長兼業務課長	45
野副芳昭議員	36	休 憩	46
廣重和也総務課長兼業務課長	36	出欠議員氏名	47
野副芳昭議員	36	地方自治法第121条による出席者	47
廣重和也総務課長兼業務課長	36	再 開	48
野副芳昭議員	36	松永憲明議員	48
廣重和也総務課長兼業務課長	37	廣重和也総務課長兼業務課長	48
野副芳昭議員	37	松永憲明議員	48
廣重和也総務課長兼業務課長	37	廣重和也総務課長兼業務課長	48
野副芳昭議員	37	松永憲明議員	48
廣重和也総務課長兼業務課長	37	廣重和也総務課長兼業務課長	49
野副芳昭議員	38	松永憲明議員	49
廣重和也総務課長兼業務課長	38	廣重和也総務課長兼業務課長	49
野副芳昭議員	38	松永憲明議員	49
廣重和也総務課長兼業務課長	38	廣重和也総務課長兼業務課長	49
野副芳昭議員	38	松永憲明議員	49
廣重和也総務課長兼業務課長	39	松尾義幸議員	50
佐藤知美議員	39	廣重和也総務課長兼業務課長	51
廣重和也総務課長兼業務課長	39	鳥井 武認定審查課長兼給付課長	53
佐藤知美議員	40	松尾義幸議員	54
廣重和也総務課長兼業務課長	40	廣重和也総務課長兼業務課長	54
佐藤知美議員	40	松尾義幸議員	54
廣重和也総務課長兼業務課長	40	廣重和也総務課長兼業務課長	54
佐藤知美議員	40	松尾義幸議員	54

廣重和也総務課長兼業務課長	54
松尾義幸議員	55
廣重和也総務課長兼業務課長	55
松尾義幸議員	55
秀島敏行広域連合長	55
松尾義幸議員	56
鳥井 武認定審査課長兼給付課長	57
松尾義幸議員	57
鳥井 武認定審査課長兼給付課長	58
松尾義幸議員	58
議案の委員会付託	58
散 会	59
△ 8月10日 (金)	
出欠議員氏名	61
地方自治法第121条による出席者	61
開 議	62
委員長報告·質疑	62
平間智治介護・広域委員長	62
黒田利人消防委員長	62
討 論	63
山下明子議員	63
採 决	64
議決事件の字句及び数字等の整理	64
	01
会議録署名議員の指名	64
会議録署名議員の指名 ······ 閉 会 ·········	
	64
閉 会	64 64

8 月 定 例 会

◎ 会 期 4日間

議 事 日 程

日次	月 日	曜	議事要項
			午前10時開会、会期の決定、諸報告、提出議案付議、提案理由
1	8月7日	火	説明、議案に対する質疑、広域連合一般に対する質問、議案の
			委員会付託、散会
2	8月8日	水	(常任委員会)
3	8月9日	木	休 会
			(議会運営委員会)
4	8月10日	金	午前10時開議、委員長報告、質疑、討論、採決、会議録署名議
			員の指名、閉会

◎ 8月定例会付議事件

△広域連合長提出議案

第11号議案 平成23年度佐賀中部広域連合一般会計歳入歳出決算

第12号議案 平成23年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算

第13号議案 平成23年度佐賀中部広域連合消防特別会計歳入歳出決算

第14号議案 平成24年度佐賀中部広域連合一般会計補正予算(第1号)

第15号議案 平成24年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計補正予算(第1号)

第16号議案 平成24年度佐賀中部広域連合消防特別会計補正予算 (第1号)

第17号議案 佐賀中部広域連合火災予防条例の一部を改正する条例

第18号議案 佐賀広域消防局北部消防署新築(建築)工事請負契約の締結について

△報告書等

議決事件の字句及び数字等の整理について

介護 · 広域委員会審查報告書

消防委員会審查報告書

第1号報告 専決処分の報告について

平成24年8月7日(火) 午前10時00分 開会

出 席 議 員

1. 平	間 智	治	2. 諸	泉	定次	3. 松	尾	義幸
4. 野	副 芳	昭	5. 佐	藤	知 美	6. 大	隈	正道
7. 山	下 俳		8. 山	田	誠一郎	9. 松	永	幹哉
10. 松	永 憲	明	11. 原	П	忠 則	12. اا	副	龍之介
13. 野	中 宣	明	14. 亀	井	雄治	16. 山	下	明 子
17. 黒	田 利	人	18. 武	藤	恭博			

欠 席 議 員

|--|--|

地方自治法第121条による出席者

広 域 連 合 長	秀 島	敏	行	副広域連合長	横	尾	俊	彦
副広域連合長	江里口	秀	次	副広域連合長	松	本	茂	幸
副広域連合長	江 頭	正	則	副広域連合長	御	厨	安	守
監 査 委 員	松尾	隼	雄	会計管理者	陣	内	康	之
事 務 局 長	松尾	安	朋	消防局長	手	塚	義	満
消防副局長兼総務課長	石 丸	忠	夫	総務課長兼業務課長	廣	重	和	也
認定審査課長兼給付課長	鳥 井		武	消防課長	大	島	豊	樹
予 防 課 長	山 領	政	信	通信指令課長	鷲	崎	徳	春
佐賀消防署長	野 田	公	明					

開会

〇武藤恭博議長

おはようございます。ただいまから佐賀中部広 域連合議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

◎ 会期の決定

〇武藤恭博議長

日程により、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期を、本日から8月10日までの4日間といたしたいと思いますが、 御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期 は4日間と決定をいたしました。

◎ 議事日程

〇武藤恭博議長

次に、会期中の議事日程は、お手元に配付いた しております日程表のとおり定めることに御異議 ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、会期中の議事日程は、お手元に配付いたしております日程表のとおり決定をいたしました。

◎ 諸報告

〇武藤恭博議長

次に、日程により諸報告をいたします。

報告の内容につきましては、配付いたしており ます報告第2号のとおりでございます。

報告第2号

諸 報 告

○例月出納検査等の報告について

平成24年2月14日から平成24年8月6日までに、 監査委員より定期監査の報告及び例月出納検査の 結果について下記のとおり報告された。

その内容は、それぞれ議員各位にその(写)を 送付したとおりである。

記

2月23日 例月出納検査結果報告について

(一般会計・特別会計等の平成23年

度 12月分)

3月23日 定期監査の監査結果報告書 (平成23年度執行分)

3月26日 例月出納検査結果報告について (一般会計・特別会計等の平成23年 度 1月分)

4月25日 例月出納検査結果報告について (一般会計・特別会計等の平成23年 度 2月分)

5月29日 例月出納検査結果報告について (一般会計・特別会計等の平成23年 度 3月分)

6月25日 例月出納検査結果報告について (一般会計・特別会計等の平成23年 度 4月分)

> (一般会計・特別会計等の平成24年 度 4月分)

7月25日 例月出納検査結果報告について (一般会計・特別会計等の平成23年 度 5月分) (一般会計・特別会計等の平成24年 度 5月分)

◎ 議案付議

〇武藤恭博議長

次に、日程により第11号から第18号議案、以上 の諸議案を一括して議題といたします。

なお、専決処分の報告についてが第1号報告と して提出をされておりますので、申し添えます。

◎ 提案理由説明

〇武藤恭博議長

広域連合長に提案理由の説明を求めます。

〇秀島敏行広域連合長

おはようございます。本日、佐賀中部広域連合 議会定例会を招集し、当面する諸案件につきまし て、御審議をお願いすることになりましたので、 これら提出議案の概要について御説明申し上げま す。

初めに、第11号から第13号までの議案は、平成 23年度の一般会計及び特別会計の決算の認定につ いて、お諮りするものであります。 次に、補正予算議案について御説明申し上げます。

今回の補正予算は、平成23年度決算に伴う諸経費、緊急を要す経費など、必要最小限の補正措置を講じております。

第14号議案「一般会計補正予算(第1号)」は、 補正額約3億256万円で、補正後の予算総額は約 10億5,435万円となっております。

その内容といたしましては、決算に伴う繰越金、 基金積立金及び返還金の計上、介護基盤整備事業 に係る経費等を措置しております。

また、事務局の事務所取得経費として平成25年度までの債務負担行為を設定しています。

次に、第15号議案「介護保険特別会計補正予算 (第1号)」は、補正額約4億471万円で、補正 後の予算総額は、約268億3,302万円となっており ます。

その内容といたしましては、決算に伴う繰越金、 基金積立金及び返還金の計上、並びに、構成市町 負担金及び国、県及び支払基金の交付金等の増額 に伴う措置を行っております。

次に、第16号議案「消防特別会計補正予算(第 1号)」は、補正額約1億1,952万円で、補正後 の予算総額は、41億312万円となっております。

その内容といたしましては、決算に伴う繰越金、基金積立金の計上及び特別負担金の措置のほか、 人件費の調整、小城消防署建設に係る工事設計の 経費等及びコミュニティ助成事業に伴う措置を行っております。

なお、細部については、歳入歳出補正予算事項 別明細書等により、御審議をお願いいたします。

次に、条例等の議案につきまして、御説明申し 上げます。

第17号議案「佐賀中部広域連合火災予防条例の 一部を改正する条例」は、総務省令の改正に伴い、 電気自動車の急速充電設備に係る規定を整備する ものです。

第18号議案「佐賀広域消防局北部消防署新築 (建築)工事請負契約の締結について」は、北部 消防署の移転を行うため新庁舎の建築を行うもの で、その竣工は平成25年度となっています。 以上、御審議をよろしくお願い申し上げます。

〇武藤恭博議長

以上で提案理由の説明は終わりました。

◎ 議案に対する質疑

〇武藤恭博議長

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

〇山下明子議員

おはようございます。佐賀市の山下明子でございます。

それでは、通告しております2つの決算議案に ついて質疑をいたします。

まず、第11号議案 平成23年度佐賀中部広域連合一般会計歳入歳出決算、歳出3款民生費、1項介護保険費、9目保健福祉事業費のうち緊急雇用創出基金事業828万9,346円について伺います。

これは、決算の事業の成果を説明する書類の17ページにございますが、佐賀県緊急雇用創出基金を活用して、地域包括支援センターに配置されている3職種が本来の業務に専念できるような環境をつくるために、3職種の業務を軽減するための事務等を行う職員を配置し、地域相談体制の強化を図ったとされております。

これは、緊急雇用創出基金事業は、御存じように期間が半年というふうになっております。ですから、必要に応じて相談体制の充実を図るために配置をされているというふうになっておりますが、その期限が切れた後の対応はどうなっているのかを伺いたいと思います。人がどうなっているのかということと、それから、期限が切れた後に配置された包括支援センターはどのように対応したのかという両面から伺いたいと思います。

第2に、第12号議案 平成23年度佐賀中部広域 連合介護保険特別会計歳入歳出決算の歳出2款地 域支援事業費、2項包括的支援事業・任意事業費、 2目の任意事業費、介護相談員派遣事業費です。

これは、説明する資料の36ページに当たりますが、介護相談員派遣事業を実施するということで、1名を雇用して、利用者からの相談に応じて、その疑問や不安、不満などの解消を図って、必要に

応じて、おたっしゃ本舗職員や介護サービス担当者との連絡調整を図ったというふうに説明はされております。その中身は、電話による相談が333件、利用者宅への抽出訪問が103件、来所――事務所に来てもらう相談が49件というふうに説明がなされております。

ただ、この1名の体制で実際どのような動きになっているのだろうかと。特に、抽出訪問というふうになっておりますが、利用者宅への抽出訪問となっております。この中で、サービスを利用していない人に対してはどのように対応しているのかということと、抽出となっていることのその基準はどうなっているのかということについて、まず伺いたいと思います。

以上、1回目を終わります。

〇鳥井 武認定審査課長兼給付課長

おはようございます。それでは、平成23年度佐 賀中部広域連合一般会計歳入歳出決算、歳出3款 民生費、1項介護保険費、9目保健福祉事業費、 緊急雇用創出基金事業828万9,346円についての御 質疑にお答えしたいと思います。

本広域連合では、佐賀県緊急雇用創出基金事業 費補助を受け、平成21年度から平成23年度まで地域包括支援センターで事務職員等を雇用しておりました。これは、議員言われましたとおり、地域包括支援センターに配置されている3職種の専門職が本来の業務に集中できる環境をつくるために、事務等を行う職員を雇用したものでございます。

平成23年度は、佐賀、城西、鍋島、多久及び小城北の5つの包括支援センターで、年度中に計8名の事務職員を雇用しておりました。また、平成23年度中に雇用した8名の職員のうち1名は、4月以降も包括支援センターを運営する法人内の施設職員として正規に雇用されております。他の7名は、年度中または年度末に任期満了や自己都合等により退職しております。

平成24年度につきましては、緊急雇用創出事業は実施しておりませんが、事務職員等の配置も可能となるように包括的支援事業委託料の見直しを行っております。これは、平成23年度から大幅に増加しました二次予防事業対象者に対する介護予

防ケアマネジメント業務など、地域包括支援センターに配置されております3職種の負担を軽減するために見直したものでございます。その内容は、これまでの各地域包括支援センターの委託料に、その他事務職員等事務経費として、各地域の包括支援センターが担当します圏域の高齢者人口の規模に応じまして200万円前後の上乗せを行っております。

以上でございます。

〇廣重和也総務課長兼業務課長

おはようございます。事務局総務課の廣重です。 先ほど議員お尋ねの介護相談事業は、介護サー ビスに係る相談を受け、問題を解消することによ り、サービス利用者に対して適正なサービスが行 われ、また、そのサービスの質の向上を図ること を目的としております。

現在、本広域連合が行っております介護相談事業については、高齢者から電話や来庁で行われた相談に対して、疑問や不満、不安の解消を図るばかりではなく、要介護認定を受けているが介護サービスの利用に結びついていない方を主に抽出し、訪問を行うようにしております。

その体制としては、ケアマネジャーの資格を持ち、介護サービスに対して深い知識を持つ者を嘱託として雇用し、その業務を行っております。実績は、平成23年度において、電話による相談件数は333件、利用者宅への抽出訪問件数は103件、来所による相談件数は49件となっております。なお、利用者宅への抽出訪問は、平成23年度実績件数103件すべてが、要介護認定は受けているが介護サービスに結びついていない方への訪問でありました。

抽出の基準といたしましては、新規介護認定申請を行って3カ月から4カ月後から次の更新申請までの間、居宅サービス計画作成依頼届出書の提出がない介護サービス未利用者の方及び認定調査の際に介護の相談を希望された方であります。そして、抽出された該当者には電話で訪問の趣旨を説明し、約束を取りつけて訪問をいたしております。

〇山下明子議員

2回目を伺います。

まず、緊急雇用事業のほうなんですけれども、 5カ所で8名雇用して、そのうち1名は事業所に 引き続き――引き続きといいますか、違うところ ということなんでしょうが、正規で雇用されてい るということで、人という面では1名は残ったと。 あとは任期満了や自己都合ということで、自己都 合の方は別なんですが、任期満了になったらその 人たちは結局どうなったのかなというのは気になる るところではありますね。ですから、この緊急雇 用事業で必要なところに配置をしたと言いなが 3 名以外は、雇用という面からいくと果たしてど うなんだろうかということが気になるところでは あります。

もう1つは、5カ所に配置をした、その5カ所は必要だということで配置をしたと思うのですが、結局その事業が終了して、24年度には上乗せして必要なところには事務職などを配置できますよということで200万円置きましたということですね、措置をしましたと。では、それを活用して、この置いた5カ所で活用して、また引き続き置いたというところがあるのかどうかですね。だから、必要だから緊急雇用事業を活用して置いたと思うんですが、その後どうなったのかという、ここはちょっとどうなんでしょうか。

〇鳥井 武認定審査課長兼給付課長

御質問にお答えしたいと思います。

先ほど言いましたように、23年度の緊急雇用において5カ所で8名の雇用――8名というのも延べ8名。先ほど言われたように、これが半年の任期というのもあったりしますので、年度途中に交代されたりをしております。制度の関係上、年度末でどうしても切らなければならないようになっておりましたので、任期が切れて23年度において退職という形になっております。その後につきましては、先ほど言われたように1名の方については関係のところに採用されております。そのほかにつきましては、現在3職種を補助するという事務職員につきましては、合計8名の方を配置しております。

以上です。

(「5カ所は引き続きしたのかということについて」と呼ぶ者あり)

申しわけございませんでした。5カ所に引き続きというわけではございません。先ほど言いましたように、緊急雇用について事業内容を包括のほうで精査をされた部分ございます。その他の、全体としまして5カ所、8名の方を新たにこの事務補助的なもので雇用をしていただいております。

〇山下明子議員

結局その5カ所は、引き続きそこ全部がとったというわけではないということのようですから、必要に応じて、必要なところはとったということですね。はい、それはわかりました。ただ本当、緊急雇用創出事業が、一方で雇用の確保ということと、それから、特に介護という非常にマンパワーを必要とする現場で、半年ごとにくるくる変わっていませいうことについても、これは、この制れども、果たしてこのやり方でよかったのだろうかということについては改めて検証をしていく必要があるのではないかということはちょっと指摘しているのではないます。制度全体としてですね。わかりました、これは結構です。

そして、もう1つの議案のほうで、相談員のことなんですけれども、103件全部が未利用者だったということでございました。私、この表現からいくと、利用者宅訪問103件となっているので、未利用者はどうなったのかなと思って聞いたら、全部未利用者だったと。そうなると、利用者はどうだったのかなということもまた気になるところであります。それで、ほかの地域包括支援センターとの関係もあるんでしょうけれども、この相談員の方以外でどれだけの相談を受けているかということについて、ちょっとお聞きしたいと思います。

〇廣重和也総務課長兼業務課長

相談員の1人の方がどれだけの事業を行っているかということのお尋ねでしたが、まず包括支援 センターのことも少し触れたいと思います。

本広域連合が行っております相談業務と並行い

たしまして、高齢者福祉全般の総合窓口を行って おります地域包括支援センター、これは構成市町 の窓口と非常に連携をとりながら実施しておりま す。広域圏域内に22カ所の設置をしております。 平成18年の制度改正によりまして、介護相談員事 業が地域支援事業における任意事業として位置づ けられており、地域包括支援センターでの総合相 談支援業務が必須ということになったためであり ます。

そして、本広域連合では、地域包括支援センターが地域の高齢者福祉の拠点として、きめ細やかな支援が行えるように、平成21年度に中学校校区の単位に設置をいたしております。地域包括支援センターにおける相談件数といたしまして、平成21年度に1万4,379件、平成22年度1万4,472件、平成23年度1万6,597件であります。その件数は年々増加の傾向にあり、これは相談者への対応が、介護保険に関することだけではなく構成市町の関係部署等と連携しながら行っておる関係上、住民のニーズに即した対応を行っているということで増加しているものと考えております。

また、本広域連合においても、介護相談員派遣 事業だけではなく、給付適正化事業におきまして も介護相談員と同じように、ケアマネジャーの資 格を持っている嘱託職員4名体制で介護サービス 利用者宅に抽出訪問し、利用状況の調査をすると ともに、サービス利用の際の疑問とか不満に対す る相談というのを行っております。

また、介護相談員の訪問後の連絡及び報告の体制でありますが、訪問時に解決した場合には介護相談員が週単位に報告書を作成しまして、必要があれば担当の職員が広域連合内の関係職員、あるいは外部の関係部署に対して連絡等を行っております。訪問時に解決できなかった場合は、随時介護相談員が担当職員に報告いたしまして、担当職員が広域連合内部の職員、それから外部の関係者に対して連絡、調整、協議を行っております。

このような事業展開を図っておる関係で、現在 1名の介護相談員ということで、連携をとりなが らやっているというのが実情であります。

〇佐藤知美議員

私は、第12号議案 平成23年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算、歳出2款地域支援事業費、1項介護予防事業費、1目介護予防特定高齢者施策事業費、その中の特定高齢者把握事業、通所型介護予防事業、訪問型介護予防事業、同じく2款1項2目介護予防一般高齢者施策事業費、その中での介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、これらの事業は介護状態に陥らないようにしていく予防事業です。それを重視しているわけですけれども、いずれも予算の執行状況になっていると。この予防事業の当初の計画、それと執行状況について、第1回目とします。

〇鳥井 武認定審査課長兼給付課長

平成23年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計 歳入歳出決算、歳出2款地域支援事業費、1項介 護予防事業費、1目介護予防特定高齢者施策事業 費に関する御質疑にお答えをしたいと思います。

初めに、事業名称の変更について御説明させて いただきたいと思います。

平成22年8月に、地域支援事業実施要綱が改正されました。この改正では、「介護予防特定高齢者施策事業」が「二次予防事業」に、「特定高齢者把握事業」が「二次予防事業対象者の把握事業」にそれぞれ事業名称が変更になっております。また、「特定高齢者」と呼ばれていた事業対象者の名称が「二次予防事業対象者」に変更されております。ただし、国のほうから地域支援事業交付金交付要綱の通知がおくれましたため、平成23年度の予算費目は従来のまま変更をしておりません。

さて、介護予防特定高齢者施策事業は、特定高齢者把握事業において、要介護者または要支援者を除く第1号被保険者を対象に簡単なアンケート方式による基本チェックリストを実施し、その該当者を対象者として通所型介護予防事業や訪問型介護予防事業を実施しています。また、平成22年度までは、基本チェックリストに加え、医師の問診や理学的検査等を含む生活機能評価により事業対象者を決定しておりました。そして、先に申し上げました実施要綱の改正に伴いまして、本広域連合では平成23年度から基本チェックリストのみ

の実施とし、その該当者を事業対象者として決定 しております。

基本チェックリストの該当者である事業対象者 のうち、通所型介護予防事業に参加されなかった 方への対応についてでございますが、まず、基本 チェックリストの実施により決定しました事業対 象者に対しては、各地域包括支援センターの職員 の方が自宅訪問や電話等により通所型介護予防事 業への参加を促しております。しかし、自宅訪問 や電話等で参加の勧奨を行いましても、既に何ら かの取り組みをされているため参加を断られると いうこともあります。また、日程的に都合が悪い というような方などに対しましては、公民館等で 行われておりますサークル活動など、他の介護予 防に類する事業を紹介するケースもございます。 そして、参加を断られた場合には、自宅で簡単に できます運動等を訪問の際に直接指導するという こともございます。このように、地域包括支援セ ンターの職員が自宅訪問や電話等によって、事業 に参加されない方も含め事業対象者に対する対応 を行っております。

ただし、さきに申し上げましたとおり、平成23 年度から基本チェックリストでの対象者の決定等、 事業の実施方法の簡素化を図っております。この ことに伴いまして、平成23年度の事業対象者は平 成22年度の実績を大きく上回っておりますので、 今後も増加することが見込まれております。した がいまして、平成24年度については包括支援セン ターに配置する3職種の負担軽減等を図るために 委託料の見直しを行ってもおります。

続きまして、2目の介護予防一般高齢者施策事業費における介護予防普及啓発事業の執行率についての御質問にお答えをしたいと思います。

介護予防一般高齢者施策事業は、さきに申し上 げました実施要綱の改正によりまして「一次予防 事業」と事業名称が変更にはなっております。こ の事業の実施につきましては、各構成市町に委託 をしておりますけれども、広報事業や講演会など の開催につきましては、スケールメリットが得ら れず、そういう事業につきましては本広域連合が 直接実施をしております。

さて、介護予防普及啓発事業の執行率について でございますが、まず、地域支援事業費は給付見 込み額の3%に相当する額とされております。地 域支援事業費のうち介護予防事業費につきまして は、国が示します高齢者人口に対する二次予防事 業の参加者数の割合がおおむね5%を目安とされ ておりますことから、それを踏まえて介護予防事 業費の総額というふうにしております。そして、 構成市町から事業費の見積額を出していただき、 介護予防特定高齢者施策事業費と介護予防一般高 齢者施策事業費に確保した上で、事業費総額との 差額を介護予防事業全体に係ります予備費的な経 費としております。それによりまして、介護予防 普及啓発事業の執行率に関しまして申し上げます と、まず、フォローアップ事業の参加者が予定を 下回ったことなどによりまして、構成市町の委託 料の残額が2,700万円程度発生をしております。 加えて、予備費的な経費として8,300万円を介護 予防普及啓発事業費に配分しておりましたために、 当該事業費の執行率が低い数値となったものでご ざいます。

以上でございます。

〇佐藤知美議員

介護予防一般高齢者施策の中で今答弁があっていましたけれども、8,000万円は予備費に入れたと、予備費として考え予算計上したという答弁がありましたけれども、そもそもの計画——介護予防普及啓発事業ですね、予算現額は1億3,752万3,000円、決算額は2,457万4,650円、執行率17.9%ですけれども、計画がない事業において予備費を8,000万円も計上するというのは、これはどういうことですか。改めてお尋ねします。

〇鳥井 武認定審査課長兼給付課長

御質問にお答えしたいと思います。

1回目の御質疑でもお答えしましたとおり、平成23年度からは二次予防対象者の把握方法の見直しを行いました。基本チェックリストを郵送して、送付、回収する。そして、基本チェックリストの該当者をその二次予防事業対象者と決定しております。

これまで介護予防事業費におきましては、二次

予防事業対象者の把握が進まないというのが一つの課題であったかと思います。このことにつきましては、平成23年度から対象者の把握方法が簡素化されたということで、二次予防事業者の対象者が大幅に増加をしたということでございます。これについては一定の改善が図れましたけれども、これが実際の事業には結びつかない、ちょっと割合が低くなったというのが一つの原因でございます。

それと、予防事業におきましては、事業の対象 者をいかに事業参加に結びつけていくかが今度の この結果でわかることかと思いますけれども、よ って、介護予防の必要性を広く普及啓発して介護 予防事業への参加を促すという取り組みですね、 それを行ってきたわけですけれども、国の計画で すね、参加者に対する計画につきまして申し上げ ますと、二次予防事業の対象者の把握というのが 大体8%ぐらいというふうに見込まれておりまし た。今回、22年度の実績で言いますと、広域連合 では対象者の把握がまず1.9%しかなかったと。 23年度につきましては、国が示した約8%の対象 者について、本広域連合でも8.3%の対象者とい うのが確認することができたわけですね。しかし、 介護予防事業の参加者の推移でございますけれど も、平成22年度は国のほうは5%を掲げていらっ しゃいまして、全国平均はそれでも0.5%の参加 者の推移でございました。しかし、本広域連合で は、22年度で言いますと1.3%の参加者が実績と して上がっておりました。ですから、今回も、23 年度におきましても、やはり国の指針でございま す参加者の推移につきましては、やはり5%とい うことで予算上の組み方をしていたものが、実数 でいきますと1.4%ということもございまして、 各構成市町のほうからの委託料について、参加者 等の実数が変更できてもそれに対応できるという 形での予算計上しておりましたが、逆にそこまで 実績を上げることができなくて予算が不用額とし て残ったということです。

以上です。

〇佐藤知美議員

最後ですけれども、予防事業と言いながら全体

的に執行率が41.6%なんですよね。だから、これ は本当に重視して連合としても進めていますけれ ども、なかなか思うように進んでいない。これは、 教室とか講演会とか、そういう参加対象が幅広い ということもありますけれども。

ちなみに、神埼市も調べてみました。介護予防 特定高齢者施策の中で、通所型介護予防事業、これは57.9%、連合は68.1%ですので、若干低くなっております。特定高齢者把握事業については34.3%で、連合のほぼ半分近くと。特に訪問型介護予防事業についてはゼロということで、対象者がいないという、こういったところがあるわけですよね。だから、この予防事業については地域包括支援センターが本当に重責を担っているわけですけれども、ここの職員、あるいは組織構成、そういったもので十分にできるかという問題もありますけれども、しかしいずれにしても、ここに重点を置いて頑張っていく必要があるというふうに思います。

それで、今後のこの予算に対しての執行計画と 事業の推進、これをどういうふうに改善していく のか、総括的にお尋ねをします。

〇鳥井 武認定審査課長兼給付課長

御質問にお答えしたいと思います。

議員おっしゃるとおり、執行率をどうやって伸 ばしていくかというのが問題でございまして、こ れについては、把握事業としてはある程度の国の 指針であるところの数字を出せるまでにはなって いるかと思いますので、これをいかに参加者等の 実績を伸ばしていくかということになるかと思い ます。介護予防の必要性をまず広く普及啓発して いくこと、それによって介護予防事業への参加を 促進すること、それと、一人でも多くの高齢者の 方がみずからの意欲を持っていただいて日常生活 の中でも介護予防に取り組んでいただくよう、二 次予防事業及び一次予防事業における各事業実施 について、構成市町、先ほど言われたように、お たっしゃ本舗もあるかと思いますけれども、そう いうところで問題解決に向けた検討を行っていき たいというふうに考えています。

また、二次予防事業対象者の対応につきまして

は、言われましたとおり地域包括支援センターの 業務等はされております。その包括的支援事業に おきます4つの業務のうち、介護予防のケアマネ ジメント業務というのが二次予防事業対象者に対 する必要な援助を行うという業務となっておりま す。このため、平成24年度につきましては地域包 括支援センターの委託料についての見直しも行っ ておりますので、そういう点での地域の包括支援 センターとの協議と、やはり啓発に努めるという のを行っていきたいというふうに思っております。

〇武藤恭博議長

以上で通告による質疑は終わりました。

これをもって議案に対する質疑は終結いたします。

◎ 広域連合一般に対する質問

〇武藤恭博議長

次に、日程により、広域連合一般に対する質問 を開始いたします。

質問の通告がありますので、順次発言を許可い たします。

〇諸泉定次議員

小城市の諸泉です。消防行政で大きく3問質問 をいたします。

その前に、今議会で築40年が経過し、広域消防署管内で最も古くなっていた小城消防署の建てかえの事業費が提案され、大変うれしく思っております。ぜひ御協力いただきたいと思います。

さて、言わずもがな、行政の最大の役割は、住民の生命、財産を守り、福祉、教育、住環境を整備し、この地に生まれ、育ち、生活してよかったと思えるような、ゆりかごから墓場までの住民サービスであり、特に消防行政は、火災、救急、災害から住民の生命、財産を守る最前線で働く行政サービス部門であります。

そこで、質問いたします。佐賀広域消防局は神 埼消防組合との統合に合わせ、手薄なエリアであ る多久市と神埼市に、仮称でありますけれども、 多久南西出張所と吉野ヶ里出張所を設置し、体制 の強化を図るということにしています。その際、 人員体制はどうされるのか。

平成24年2月15日の消防委員会で配付された佐

賀中部広域連合広域消防運営計画では、神埼地区 組合と合わせた実人員415名から、再配置で新設 出張所にそれぞれ10名配置となっていますけれど も、無理のない計画であるのか、大いに疑問があ ります。そうでなくても、佐賀大学医学部へのド クター救急でも佐賀消防署への負担が大き過ぎ、 西分署、東分署と分担したという経過があります。

特に救急体制については、前回もお尋ねしましたけれども、職員の研修への派遣とかで人員確保が本当にできるのかどうか。合併後の実人員415名はそのままで、果たして出張所を2カ所新設し、所轄の多久署や神埼署に無理はないのか。また、ほかの署や出張所に無理はないのか。実人員をふやさないで新たな出張所の新設は、私にはどう考えても隊員に無理が来るのではないか。増員する必要があると思われますけれども、こうした考えについてお尋ねをします。

2点目は、火災の際、小城市でも広域消防局から火災速報が防災無線を使って放送をされます。 それは大変ありがたく、火災のサイレンだけですと一体どこで火災が発生しているのかわからず、不安だけが増してしまいます。その放送は大変ありがたいわけでありますけれども、最近、小城市で誤報、つまり、誤った放送がありまして、森林火災で大したことはありませんでしたけれども、誤報について消防局としてどう把握されているのか。各消防署では、地域や消防団に対しての連絡方法はどうなっているのか。佐賀市や多久市ではないのか。それに対してどのように改善されているのか、お尋ねをします。

3点目です。ことし5月に広島県福山市でのホテル火災では、7名が死亡という惨事が起こりました。これについてマスコミ報道で、福山地区消防組合は、ホテルは2年に1回以上の監査が必要で、これまでにも非常用電源が設置されていないことや消防訓練の未実施などの違反を確認したが、文書で通知した後、一度も検査を実施してなかった、立入検査対象物が増加して手が回らなかったと説明をしているということで報道されています。そこで、佐賀広域消防署管内では、こうしたホテル、旅館への検査はどのようにされているのか。

対象物件は幾らで、平成23年度はどうされたのかをお尋ねいたします。

以上、総括質問として、あとは一問一答とします。

〇石丸忠夫消防副局長兼総務課長

まず最初に、新組織体制について、全体的な観点からお答えをさせていただきます。

今回の佐賀広域消防局と神埼地区消防本部の統合は、消防力の強化と住民サービスの向上、消防行政運営の効率化と基盤の強化を目的としており、平成24年1月に佐賀中部広域連合広域消防運営計画を策定いたしました。この広域消防運営計画において消防力の低下を招かないよう、佐賀広域消防局及び神埼地区消防本部の現在の実人員数を確保しながら運用していくことといたしております。

新組織体制におきましては、現行の人員配分を 見直し、業務が重複する部門の職員を再配置する ことで、災害対応力の強化につなげようと考えて おります。

具体的には、統合後の消防局の総務、消防、予防及び通信指令の各課の必要人員数を精査して、可能な限り現場を充実し、2つの新設出張所に配置する予定です。特に、災害活動の中枢である消防署につきましては増強を予定しており、これに伴いまして、分署、出張所の適正配置を今後とも検討していきたいと考えております。効率的で現場を重視した組織体制を再構築することにより、消防力の強化となるように努めていく方針でございます。

〇鷲崎徳春通信指令課長

まず、簡単に消防局の通報から出動までの流れ を御説明いたします。

119番通報は指令台で受信しますが、指令課職員は通報者からの災害種別、場所等についての情報を聴取し、指令台の地図上に災害ポイントを決定します。その後、出動指令の放送と出動車両のAVMカーナビゲーションへ情報を送信し、その情報をもとに災害現場へ出動することとなります。実際には、電話機の種類や災害場所等で検索方法が異なりますが、建物火災などの場合、発生場所の固定電話から通報されますと、固定電話を登録

された場所が映し出され、ピンポイントで災害場所が指令台の地図上に表示できますので、素早い確定作業を行うことが可能です。しかし、携帯電話からの通報では、GPS機能の有無、地理や気象条件等により数メートルから数キロメート目標物が少ない場所からの通報をで付近に目標物が少ない場所からの通報をもとに災害ポイントので、通報者からの情報をもとに災害現場と思われる付近へ暫定的に災害ポイントを決定し、現場方面に部隊を出動させることにより、いち早い現場到着につながるよう努めております。その後、通報者へ再度連絡をとりまして災害ポイントの修正を行っておりますが、それでも誤かにあるのが現状です。指令課としましても、いまであるのが現状です。指令課としましても、いまで、

次に、佐賀広域消防局が整備しております消防 団及び市民への連絡体制につきまして御説明いた します。

消防団員への連絡方法としましては、署の出動隊への出動指令と同時に、登録していただいている消防団員の携帯電話へ地図つきのメール配信を行っております。メール配信は、各市の消防団員で班長以上の階級にある団員、市の防災担当職員の希望者へ配信しており、素早い情報伝達が可能となっております。

また、市民への情報伝達の手段といたしましては、NTTのテレドームサービスと契約しております。このシステムは、指定された番号へ電話いたしますと、全国どこにいても佐賀広域消防局管内で発生した災害情報を聞くことができます。そのほかに、佐賀県防災ネットあんあんでもメール配信を行っております。また、防災行政無線や受令機を整備されている地区につきましては、活用し、周知に努めています。

議員御指摘であります小城消防署の防災行政無 線の放送につきまして御説明いたします。

この火災は、通報場所から災害現場まで約2キロメートル離れた山間部でした。前段で申しましたが、山間部で当然目標物も少なく、夜間であったため、火災を発見された通報者からの方角等の情報をもとに暫定的に災害ポイントを決定し、い

ち早く消防隊を出動させるため、指令を出した事 案でした。この指令を受けた小城消防署の職員は、 当然、出動指令の放送内容をそのまま防災行政無 線で放送するわけですので、実際の現場と放送さ れた住所に相違があったものです。

ちなみに、小城消防署の防災行政無線の運用状況ですが、災害時に素早く正確な情報をお知らせできるように、操作マニュアルを作成し、毎朝、取り扱い訓練を実施しまして誤操作等の防止に努めております。

〇山領政信予防課長

福山市でのホテル火災についての御質問にお答 えします。

まず、佐賀広域消防局管内のホテル、旅館の数は、実態調査の集計が完了しました7月30日現在で74軒ございます。構成市での数を申し上げますと、佐賀市で62軒、多久市で4件、小城市で8軒となっております。立入検査につきましては、佐賀広域消防局年間査察計画に基づき実施しております。立入検査は一定のサイクルに分けており、ホテル、旅館等は消防法上、防火対象物の中の5項イとなっております。

詳しく申し上げますと、5項イの検査サイクルは、建物の収容人員や建築構造等で分けております。まず最初に、1年に1回立入検査を実施するようにしておりますのが2種類ありまして、1つ目が、建物の中に収容人員が300人以上のホテル、旅館です。2つ目が、建物の中に屋内階段が1カ所で3階以上の階、または地階にホテル、旅館の用途に供する部分がある場合です。次に、2年に1回実施するのが収容人員30人未満のホテル、旅館です。

以上のように分けて、それぞれのサイクルで実施しております。ほかの防火対象物も同様に実施しております。

〇諸泉定次議員

それでは、一問一答に移ります。

それでは、具体的にお尋ねしますけれども、新 出張所での災害の出動についてお尋ねしますけれ ども、計画によりますと、出張所の人員が10名体 制ということであります。冒頭言いましたように、 火災、救急、災害等々があります。10人体制とい うことで24時間勤務ですので、常時その半分の5 人体制ということで出動はどうなるのか、負担は 大きくならないのかということについてお尋ねし ます。

〇大島豊樹消防課長

議員のただいまの新出張所の災害出動はどのようになるのかという御質問にお答えをいたします。 佐賀中部広域連合広域消防運営計画にお示ししておりますとおり、多久消防署及び神埼消防署の管内に新設を予定しております出張所には、議員言われますようにそれぞれ10名の職員を配置する予定でございます。車両につきましては、多久消防署管内の出張所には水槽付ポンプ自動車と高規格救急車を、また神埼消防署管内の出張所には化学消防ポンプ自動車と高規格救急車を配備する予定といたしております。

議員御質問の新出張所の災害時の出動はどのようになるのかということでございますけれども、 災害優先の出動を行っておりますので、通信司令 室が最初に受けた通報内容によって、その災害の 種別が火災であれば消防車を、救急であれば救急 車を選択し、出動指令を行うことといたしており ます。その出動指令に基づきまして、出張所にお きましては消防車か救急車のいずれかの車両で災 害現場に出動することといたしております。

〇諸泉定次議員

それぞれのところで出動ということでありますけれども、ただ、私が非常に心配するのは、先ほど言ったように出張所の人員が10名ということであります。それで、災害の規模に応じても直近のほうから応援を受けるということにはなると思いますけれども、先ほど言われたように神埼のほうは化学的なやつとか高規格ということになります。それだけの立派な車両があっても、それを動かす人員体制が果たしてどうなのかという疑問があるわけですけれども、そういったところでの負担がどうなのかについてお尋ねします。

〇大島豊樹消防課長

議員の新出張所の人員は10名で、職員の負担に

ならないかという御質問でございますけれども、 現在、久保田出張所及び富士出張所につきまして も、消防ポンプ自動車1台と高規格救急車1台の 計2台を配備いたしまして職員10名で運用をいた しております。災害出動につきましても、先ほど 述べましたとおり、出動指令に応じて、いずれか の車両で出動をすることといたしております。

また、現場職員の充足率を安定化させるため、 統合後の職員の再配置では各消防署の増員を計画 いたしておりますので、消防署、分署及び出張所 間の相互の連携により、警防力の確保や災害対応 力につきましても、これまで以上に充実したもの になるものというふうに考えております。

新しい出張所が新設されますと、広域消防局管内の消防力も充実されますとともに、各署所の直近主義による災害エリアも縮小されることとなりますので、災害出動に際し出張所に配置された職員に大きな負担がかかることはないものと考えております。

〇諸泉定次議員

そこで、大島課長に具体的にお尋ねします。

先ほど言われたように出張所、今度の計画では ほとんど――ほとんどというか、全部、出張所と つくところは10名体制ですけれども、私は、同じ 出張所でも、さっきおっしゃられた富士出張所や 久保田の出張所、さらには佐賀の中央出張所とあ りますね。ここら辺についてお尋ねしますけれど も、やっぱり人口密度や災害発生件数等を考慮し ての職員の増減というのはあってもいいんではな いかというふうに思います。今回の計画では、出 張所はすべて押しなべて10名ということでありま す。中には原則12名という方針があったわけです けれども、今度は新設2カ所つくるということで 10名に全部なっているということでありますけれ ども、私はやっぱり先ほど言った人口密度、災害 発生件数等々を配慮しての人員の配置というのが あって当然ではないかというふうに思いますけれ ども、そういった意味からいうと、今回の計画で すべて押しなべて10名というところが出されてお りますけれども、これについてどのような考え方 で出されたのか、お尋ねします。

〇大島豊樹消防課長

先ほども申しましたように、その10名配置というものは広域運営計画の中で計画をいたしたものでございまして、両本部も再配置することで消防署の人員を増員いたしまして、それぞれ分署、出張所に配置できるものというふうに考えております。

〇諸泉定次議員

そこで、ちょっと打ち合わせになかったわけですけれども、ちょっと私もそれなりにいろいろ考えてから質問させていただきますけれども、この2月15日付で出された消防委員会の資料、これをもう1回ずっと読み直してみました。この佐賀中部広域連合広域消防運営計画では、先ほど言われたように配置人員の基本計画の中で消防力の整備方針を基本として住民サービスの低下を招かないこと、消防力の強化に努めることということで、原則として、この中に書いてあるのは、署は40名、分署は22名、出張所は12名体制ということになっているんですね。

ところが、今度のやつでは、端的に言いますと、 西分署は22名が2名減、中央出張所は12名が2名 減、多久消防署、35名が8名減というふうになっ ております。これらについては一体どういう根拠 でそういうふうになったのかですね。これについ ては、総務課長でもあられます副局長にちょっと お尋ねしたいと思います。

〇石丸忠夫消防副局長兼総務課長

お答えいたします。

消防の活動におきましてはマンパワー、つまり 職員数は重要な要素の一つでございます。このため、今回、広域消防運営計画の策定におきまして は、各署所の人員配置につきましては慎重に検討 を行ったところでございます。その結論といたし まして、先ほど申しましたように本部の重複部門 の必要人員数を精査し、現行の署所の配置の見直 しを行うことによりまして現行の人員数で2つの 出張所を配置することと判断したものでございます。

先ほど議員おっしゃいましたように、出張所に つきましては10名、分署については20名というこ とで統一して行っておりますが、その分、各署の ほうに人員を現行よりもふやしておりまして、そ ちらの署と出張所、署と分署の連携によって対応 していくような考えを持っているところでござい ます。

〇諸泉定次議員

そこで、おっしゃられていることを理解しよう と一生懸命努めましたけれども、どうしても腑に 落ちない、納得しがたいというのがあります。と いうのは、冒頭言いましたように、この神埼との 統合で実人員の415名、これはもう全く動かさな いということで新たに2つ出張所をつくるわけで すよね、この計画では。当然、他のところから人 員をやりくりせざるを得ないということで今お尋 ねしたわけですけれども、そこでいきますと、端 的に多久署なんかでは、先ほど言いましたように 8名減ということに非常に出てくるわけですけれ ども、そういうふうになっていくと、この計画の 中で隊の編成ということでずっと書いてあります けれども、こういうふうに大幅に減になった署な んかでは隊の体制というのがどういうふうに編成 されるのか。つまり、先ほど言いましたように、 各署とか分署なんかには車両をずっと配置されて おりますけれども、私は、ポンプ車やタンク車、 はしご車、救急、工作車等々車両があるわけです けれども、ここに書いてある人数の単純に言えば この半分ですよね、常時おるのはね。例えば、20 名といえば、実際20人実際おるわけはないわけで すよ。24時間勤務ですから、半分の10名と。それ で常時回すわけですよね。そうすると、そういっ た車両というのが、せっかくそういう配備をされ ても動かす人間が果たして配備されているのかど うか、それらが一番の問題なんですけれども、端 的に言えば、多久署なんかでは隊の編成というの はどういうふうに考えられているんですか。

〇大島豊樹消防課長

お答えします。

多久署というのは、多久消防署ということでしょうか、出張所ということでしょうか。

(「いえいえ、消防署です」と呼ぶ者あり) 多久消防署につきましては、消防ポンプ自動車、 水槽付自動車、工作車とございますけれども、これにつきましては災害種別によって乗りかえをして出動する体制でございます。救急につきましては、専任の救急隊の配備ということになろうかと思います。

〇諸泉定次議員

私は、揚げ足取るために質問しているんじゃなくて、一生懸命頑張っていただきたいし、高く評価しているという観点で質問をさせていただいています。ただ、どう考えても総枠は全然変更させない、新たにつくる、住民サービスは低下させない、果たしてこういうウルトラCができるのかどうかということで質問をさせていただいております。

そこから言えば、じゃ端的に聞きますけれども、 隊員に無理は来ないんですか。過重負担は来ない んですか。私はかなり出てくるんではないかと思 われますけれども、もうありていに言いますと、 今回、出張所を2カ所同時に新設するということ 自体がかなり無理があるんではないかというふう に思われますけれども、それについては大丈夫な んでしょうか。

〇手塚義満消防局長

議員の質問にお答えいたします。

出張所を2つつくるということは、冒頭申し上 げましたように、広域全体の中での消防力の強化 ということで今度運営計画の中で新しく盛り込ん だものでございます。その中で職員を分散するわ けですから、無理が来ないかというお話だと思う んですけれども、そこのところ、出張所につきま しては現在、富士と久保田でやっておりますよう に、10人体制でやっていくというパターンを出張 所に統一したような形で決めております。その分、 それよりもっと業務量が多くなる、ここのところ は業務量と活動量のお話なんですけれども、その 分、量が多くなる署のほうに人間を余計配置いた しまして、もし出張所のほうに過分な負担が入っ ていくということであれば、先ほど申しましたよ うに署と分署、出張所の連携によりある程度融通 し合うというようなスタイルでカバーしていくと いうことで問題はないというふうに判断をいたし

ております。

〇諸泉定次議員

それでは、局長にお尋ねいたします。

何回も言っていますように、私は揚げ足取りと かそういうんじゃなくて、やっぱり住民の生命、 財産を守る最前線で行政サービスをされていると いうことでは高く評価していますし、ただ、そこ に無理が生じると本当に本来の目的である住民サ ービス、生命、財産を守るということがどうなの かということで言っております。そこで、何とか 住民サービスができるということで局長おっしゃ っていただきましたけれども、やはりどう考えて もかなりこの一覧表の人員再配置計画にしても、 ありていに言えば、人数をへべくってトータル人 数が415で合わせたんではないかというふうに素 人判断でしますけれども、私は、これが25年から こういうことで計画をするということであります けれども、局長お尋ねしますけれども、これ一回 一回単年度ごとにこの成果、課題、反省点という のはちゃんと総括をされますか。

〇手塚義満消防局長

今回は、25年4月という一つのスタートの時点をとらえた配置でございます。今、議員おっしゃるように、統合後も引き続きやはり本部各課の業務量とか、それと各署の活動状況、それと業務量、この分は常に検討していくべきだというふうに考えておりますし、それに基づきまして、やはり御指摘のような人員配置も今後検討する形にはなるかと思います。

〇諸泉定次議員

もうこれで最後になりますけれども、この分についてはですね。局長ぜひお願いがありますけれども、先ほど言われたように、このことについては、私は、私個人の素人判断ですけれども、同時一遍に2カ所もやらなくてもいいんじゃないかと。1カ所やってその成果、それから少しずつ生かしてもいいんじゃないかというふうに思うんですが、もう既に2カ所ということで計画を発表されているということでありますけれども、このことについては、さっき言われたように成果、課題、反省点、どういうところが不十分であったかと、これ

をやっぱり我々にも明らかにしていただいて、是 正するところは是正する。そして、過度な負担が 来ないように細心の注意を払うということでお約 束いただけるでしょうか。

〇手塚義満消防局長

議員御指摘のように随時成果、いわゆる課題、 成果、それから次の方針、こういうことをやっぱ りしていきたいと思います。スパン的なことはち ょっとお約束できませんけれども、考え方的には 必ずそれは持っておりますので、それで御容赦願 いたいと思います。

〇諸泉定次議員

それでは、同じ消防行政の次の質問に移りますけれども、火災のときの連絡については総括の中で御答弁いただきましたけれども、私は、そういった意味では、特に森林火災等については地理の把握というのが非常に大切だと思います。場所が間違うと、冒頭言われたように、消防団やなんかも出動します。ちょっと場所が違うだけで入り口、特に森林火災なんかは道を1つ間違うと全然違ったところに行ってしまうということもあります。そういった面で、ソフト、ハード面ではどのように対応されているのか、お尋ねします。

〇鷲崎徳春通信指令課長

お答えをいたします。

まず、指令システムの情報更新ですが、地図データにつきましては管内の住宅地図を毎年更新しております。しかし、多久市、小城市のデータは2年に一度の更新となっておりますので、転入、転出の情報を市より提供していただき、毎月、指令課職員による現地調査を行い、指令台の地図に反映させております。また、新規建築物や道路、水利状況、目標物等も現地調査を行い、指令台の地図に書き加え、目標物として各消防車両のナビゲーションに反映させることで災害場所の把握に役立てております。

〇諸泉定次議員

それで、お尋ねしますけれども、森林火災等で 顕著にあらわれるわけですけれども、地元の方だ とわかる山道への近道がわからずに、時たま遠回 りされるケースというのがあります。もちろん消 防車が通過できないような狭い道は論外でありますけれども、例えば、小城町でもあったわけです。
焼山という山間部の集落がありますけれども、その近くの森林火災で――過去のことですけれども、清水の方面から遠回りされると。もっと近くい集落から行けるのにということで地元民は言いたようにナビゲーション等で検索等をされていると思いますけれども、管轄の消防職員にどのような地元の地理把握がされているのかということであります。毎年人職員さんの採用ということもあると思いますはれども、要は、消防行政は火災、救急、災害等もします。そういうことで、地理の把握等についてどのように指導されているのか、お尋ねします。

〇鷲崎徳春通信指令課長

人事異動後に各署が取り組んでおります地理、 水利の調査について御説明をいたします。

調査は、各署の水利台帳をもとに、地理、水利の状況を4月、5月に全職員を対象とし、集中して実施しております。また、管内地図を作成し、地理、水利の把握に努めております。その後は、渇水期等に計画的に実施しており、道路の状況、水利の位置、管理状況等について調査を実施しております。

調査結果につきましては、各署から指令課へも報告されますので、指令台の地図に書き加え、各消防車両のナビゲーションに反映させることで災害現場等で有効活用をしております。

なお、各署の調査結果に基づく消火栓等の管理 状況については、各市の担当部局へ報告し、不備 があった場合につきましては改善を依頼しており ます。

〇諸泉定次議員

ぜひ正確な情報把握をしていただきたいと思いますし、言われたように山間部においては目印になるようなところがないわけで、先ほど言ったように集落名が1つ間違うと全然違った方向に行ってしまうということになりますので、ぜひやっていただきたいと思いますけれども、これが佐賀、

小城、多久でそれぞれ報道のやり方も若干違うということでありますけれども、統一マニュアル、これは佐賀、小城、多久でそれぞれ違うのか、全く統一したものをつくっておられるのかについてお尋ねします。

〇鷲崎徳春通信指令課長

防災行政無線の活用マニュアルだと思いますが、 各構成市によって防災行政無線の機器操作方法は 異なります。各署で取り扱いマニュアルを作成し 訓練を実施しております。

また、119番受信時に発信位置情報通知システムを活用し、より正確な災害場所を聴取することに努めてまいりたいと考えております。

〇諸泉定次議員

そうしますと、それぞれの自治体で徹底してやるということで、システムが違うから全く一緒ということにはならないということですかね。そういうことなんですかね。——あっ、そういうことですね。はい、わかりました。

それでは、ぜひ一生懸命努めていただきたいと 思います。神埼を新たに加えればまた神埼のやり 方があるでしょうけれども。

そこで、最後の質問に移りますけれども、福山市でのホテル火災を受けて冒頭答弁がありましたけれども、74軒ということでありましたけれども、佐賀広域消防局として具体的に何か行ったのかどうか、まずお尋ねします。

〇山領政信予防課長

ただいまの質問は、火災後何か行ったのかという御質問ですけれども、5月13日に発生しましたので、早速、各消防署に指示をし、翌日の14日から管内すべてのホテル、旅館の一斉立入検査を実施しまして実態の把握に努めました。

〇諸泉定次議員

それでは、その結果はどういう内容であったの かお尋ねします。

〇山領政信予防課長

立入検査の実施期間としましては、5月14日から5月31日までの間行いまして、幾つかの施設で違反が判明しましたが、その内容といたしましては、消防訓練、消防計画、防火管理者などソフト

面での違反が主なものでした。

〇諸泉定次議員

ソフト面での違反があったということでありますけれども、それはそれとしてきちっと指導していただきたいと思いますけれども、私は、違反の内容によってすぐに改善できるものと、そうでないものについてあると思うんですけれども、そういうものについてはどのようにされておりますか。

〇山領政信予防課長

まず、消防訓練の未実施、それと消防計画の内容不備などはすぐに指導をし、改善していただいております。また、消防設備等の違反の中で表示灯の球切れなど軽微なものについては直ちに改修をしていただき、時間や費用がかかる違反につきましては一定の期間を提示しまして改修をしていただいております。

〇諸泉定次議員

福山のような惨事を起こしちゃならないわけですけれども、違反が先ほど軽微なやつということでおっしゃられていましたけれども、違反が判明した場合、どのように是正勧告を指導されているのか、それについてお尋ねします。

〇山領政信予防課長

違反が判明した場合の是正の指導につきましては、法令等に基づきまして相手方に立入検査通知書を送付します。法令違反による内容欠陥事項について、送付日を起点としまして2週間以内に改善計画報告書の提出を求めております。提出された計画を審査しまして改修完了まで継続して指導をいたしております。いずれにいたしましても、ホテル、旅館等に限らず法令違反につきましては適正な指導を行っております。

〇諸泉定次議員

いずれにいたしましても、福山の惨事を本当に 教訓として二度とこのような惨事が起こらないよ うに消防行政もしっかり頑張っていただきたいと いうことをお願いしまして、私の質問を終わりま

以上です。

〇山下明子議員

佐賀市の山下明子です。

それでは、通告しております3つのテーマについて質問いたします。

まず、改正介護保険施行後の状況についてです。ことし4月から介護保険法の改正が施行され、同時に2012年度の介護報酬改定も行われました。さらに、佐賀中部広域連合も含めて全国で第5期の介護保険料が引き上げられました。このため介護の現場では、戸惑いや不安の声が渦巻いており、これまで指摘をしておりましたような保険あって介護なしという状況にますます拍車をかけているのではないでしょうか。

先日、私はあるお宅を訪問したときに、ヘルパーさんがたまたま対応されました。非常に時間を気にした様子で、忙しいんですけれどもと言われておりました。家事援助の時間が60分から45分になったのでとおっしゃっていました。また、ある介護サービスを受けている高齢の方からは、最近、ヘルパーさんがばたばたしているので、ゆっくり話もできないという声も伺っております。これは今度の介護報酬の改定で、ヘルパーの生活援助の報酬区分が、これまでの60分から45分に短縮されて、報酬金額が45分未満は1,900円、45分以上でも2,350円で打ちどめというふうに全体として引き下げられたことによるものです。

これに対して45分では生活援助はできないといった現場の反発の中で、国も45分しかできないというわけではなく、報酬区分を変えただけであって、これまでどおりのサービス提供はできるんだというふうに通達も出し、説明をしております。しかし、実際に45分という区切りで報酬区分が変わったことによって、事業者が我慢をするのか、それとも45分はみ出たところで必要になった分については、利用者の負担がふえているのか、それともサービスを、結局今まで必要だったサービスの時間を短縮しているのかということになるを得ないと思うわけですが、その実態をつかまれているかどうか、伺います。

また、通所介護では、サービス時間の区分を従来の4時間から6時間、6時間から8時間という区分から、5時間から7時間、7時間から9時間というふうに変更をされております。大体7時間

以下という区切りでやっておられた事業所がかなり多いというふうに聞いておりますが、その7時間以下という事業所には、平均12%近い報酬の引き下げとなっているというふうに伺っております。これによって、小規模の事業所では、従来のような対応ができないとか、経営のめどが立たないといった声も全国で広がっているとのことですが、実態をつかんでいるかどうか。

また、事業所によっては、本来6時間ぐらいでとめておけたのに、もうちょっとおってちょうだいということで、少し足どめをくっているといったようなこともあっているようですが、そういうことがこの連合管内であっているかどうかといったことについても、実態つかんでいるかどうか、伺います。

それから、特別養護老人ホームでは、個室利用 者の場合には、要介護5以外はすべて報酬が切り 下げとなっておりますし、多床室では、すべての 要介護で報酬切り下げとなっております。グルー プホームでも、軽度者とそれから部屋数の多い施 設の報酬が引き下げられております。さらに老人 保健施設の場合は、在宅復帰率やベッドの回転率 の低い施設は報酬が下がるという仕組みが初めて 導入されまして、平均在所日数10カ月以下、その 老人保健施設を退所する場合には、その退所先が 在宅が5割以上だという厳しい条件を満たさなけ れば介護報酬は上がらないという仕組みです。つ まりこれは医療施設で長期間ベッドに入院をして いると、3カ月以上になったら、医療報酬が下が るので、病院が困るから早く出てくださいという ふうに追い出しにかかるというケースがあります が、それが老人保健施設でもそういう仕組みにな ってしまっているということになるわけです。

今、特養の入所を待つ人が、在宅でなく老人保健施設で待っているというようなケースもよくあります。そういう中で、医療施設の社会的入院の排除をすると同じような施設追い出しになっていくのではないか。退所して在宅でと言われても、それができないから施設介護を望んでいるのに、全く実態に合わないことだと思いますが、こうした点での変化をつかんでおられるのかどうか。本

広域連合として、今回の介護報酬改定や介護保険 法改正の影響をどう把握しているか、まず伺いた いと思います。

次に、介護認定のあり方についてです。

ある障がいを持つ被保険者の関係者の方から、 障がい区分認定の申請から結果がわかるまでに非 常に日数がかかり過ぎている。家族も本人も困っ ているから申請するのに、何とかならないかとい う声が寄せられておりました。障がいを持つ方は もちろんですし、介護を要すると思われる方にと っての介護を受けたいという思いは切実です。今、 要介護認定者も、制度スタート時は8,018人だっ たのが、平成24年4月で1万6,192人と、この中 部広域連合管内の要介護認定者は2倍以上にふえ ております。ということは、申請数も当然ふえて いるわけですが、申請から結果通知まで、どうい う流れになっているのかということを改めて、そ してまた、どれぐらい時間がかかっているかとい うことについて、改めて示していただきたいと思 います。

次に、介護従事者、事業者との連携について伺います。

介護保険制度を利用者本位にスムーズに運営し ていくという上で、介護に従事する人や事業所や そこと広域連合との連携、また意思疎通は欠かせ ないものだと思います。ある小規模の事業者の方 から、今、サービス提供のあり方やさまざまなケ ースについて、きめ細かな情報共有がもっとでき るようにしてほしいと。広域連合で研修会がある けれども、年に1回ぐらいで、行っても一方的な 講習であったり、上から説明するという感じで、 なかなか細かいことまで聞くような雰囲気もない と。よくわからないまま手探りでやっていく中で、 事業所の実地指導だというふうに入ってこられて、 いろいろの指摘をされるということになると、正 直めげてしまうと。特に小規模の事業所の場合、 少人数スタッフなので、研修会に出て行くのもま まならないという実態もあるということで、例え ば、事例検討をホームページに公開するといった ような、まず気軽にアクセスできる、そして気軽 にケースを一定つかみながら、その上で相談がで

きるといったような、そういう改善をしてほしいという声が寄せられております。

私は介護事業者や従事者に対して、広域連合との関係においては、上からの指導管理というだけでなく、ともに介護を進めていくパートナーとしての対応が必要ではないかと思いますが、まず大枠として、この問題どうとらえておられるか、伺って、総括の質問といたします。

〇鳥井 武認定審査課長兼給付課長

それでは、御質問の1と2についてお答えをしたいと思います。

介護報酬の改定がどのように影響したか、時間 短縮が利用者や事業者等の負担となっていないか ということについての御質問にお答えしたいと思 います。

まず1番目の総括的にどうかについてでございますが、施行後4カ月経過した今日まで、ケアマネジャーや介護相談員の電話相談や訪問事業及び広域連合の提案箱、また高齢者の身近な相談窓口として設置しております「おたっしゃ本舗」、また市町の担当窓口におきましても、利用者の苦情、相談は上がってきていないところでございます。さらに、事業所等からも苦情や相談がなされていないところでございます。

報酬改定は、国が調査を行いまして、利用者の 使い勝手がいいように制度の改正をしたものであ り、利用者や家族、また事業者から負担になった という声は聞かれておりません。

2番目の訪問介護についてでございますが、訪問介護のうち、生活援助の時間区分については、サービスの提供実態を踏まえて、サービスの見直しについてですが、限られた人材の効果的活用を図りまして、より多くの利用者に対し適切なアセスメントとケアマネジメントに基づき、そのニーズに応じたサービスを効率的に提供するという観点から、時間の見直しを行ったとされております。その結果、時間区分が見直しがされまして、30分以上60分未満と60分以上の区切りが、20分以上45分未満と45分以上の区切りというふうにされております。

平成24年3月28日の参議院厚生労働委員会にお

きまして、厚生労働大臣が説明されていたことといたしまして、これまでのサービスの提供の実態とか、限られた人材をどういうふうに働いてもらうとか、そうした観点から時間区分の見直しを図り、45分で済むところは60分でやっていたよりも費用の負担も少なくて済むわけですので、これを基本に見直しをいたしました。また、見直し後も、その利用者のニーズに応じまして、適切なアセスメントとケアマネジメントがあれば、今、行われている60分程度のサービスも受けられますし、90分程度のサービスをより利用者の生活のリズムに応じて複数回の訪問に組みかえたり、いろいろなことができると説明をされております。

利用者の利便性、負担に配慮するとともに、事業者においては、より多くの利用者へのサービスの提供を可能という観点から、生活援助の時間区分及び単位について、実態に即した見直しがなされたのではないかと考えております。改正前であります事業者への報酬改正説明会までは事業者等から報酬改定に係る解釈についての問い合わせを複数は受けております。

次に、3番目でございます。通所介護について でございますが、通所介護におきましては、厚生 労働省の説明では、サービスの提供時間が年々長 期化の傾向にあり、6時間から8時間の区分でサ ービスを提供している回数割合は、平成22年度実 績で、全体の約85%となっている。こうした実態 や家族介護支援促進等の観点から、時間区分を見 直すとともに、さらなる延長加算を認めて、長時 間のサービス提供を評価する仕組みとして改正し たとされたところであります。そこには実態に即 した改正がなされたものと考えております。通所 介護事業者からは、平成24年3月下旬ころより、 時間延長の変更に対応しようと、運営規定の変更 届け出が出され、制度改正に適用しようとする動 きが見られたところでございます。通所介護事業 者から負担になったとの声は聞いていないところ であります。

次に、4番目の施設の介護報酬が全体的に下がった影響についてでございますが、介護保険施設のうち、老人保健福祉施設を例にとりますと、ユ

ニット型個室、従来型個室、多床室の報酬水準を 適正化し、また介護老人保健施設につきましては、 在宅復帰支援型の施設として機能を強化する観点 から、在宅復帰の状況及びベッドの回転率を指標 として、充実した施設においては、機能に応じた 報酬体系への見直しを行われたところであります が、施設事業者から、またその利用者から負担が 増したとか、早期退所の促しがあったとの声は聞 いておりません。

続きまして、介護認定のあり方についての質問 に対してお答えをしたいと思います。

初めに、要介護、要支援認定申請について御説明をしたいと思います。

介護保険のサービスを御利用いただくためには、 まず利用を希望される本人やその御家族等から本 広域連合や構成市町の介護保険担当窓口に申請を していただく必要がございます。申請は、本人ま たは家族が行いますか、地域包括支援センター、 または省令で定められました指定居宅介護支援事 業者や介護保険施設などに代行していただくこと もできます。申請後、本広域連合や認定調査を委 託しております居宅介護支援事業者等から認定調 査員が御自宅等を訪問しまして、心身の能力、介 助の方法、行動等の有無などを調査いたします。 これと並行いたしまして、かかりつけ医、主治医 の方から意見書を作成してもらい、これらの情報 をもとに、本広域連合に設置しております保健、 医療、福祉の学識経験者で構成します介護認定審 査会で審査が行われ、要介護度が認定されること になります。

以上が手続の流れでございますけれども、本広域連合における申請から認定結果の通知までの期間でございますが、平成23年度実績で、平均33.8日となっております。全国平均が36.5日ということですので、約3日間程度短い状況でございます。この認定は、特別な理由がある場合を除きまして、原則として申請から30日以内に行うようになっております。

本広域連合において、認定までの期間が30日を 超えますケースといたしましては、まず申請が集 中した時期、また認定調査の実施のための日程調 整に時間を要しましたり、認定調査の調査表の作成がおくれるというような事例がございます。また、主治医の意見書がさまざまな理由によっておくれるということもございます。

本広域連合では、このように認定結果通知送付までに30日を超えるということが想定される申請につきましては、随時、延期通知を被保険者あてに送付しております。しかしながら、保険者には、申請から30日以内に認定結果を申請者にお知らせすることが求められております。本広域連合では、認定調査システムの活用や認定調査員の確保など、調査体制を整備し、一日でも早く認定結果が出せるように努めております。

また、申請者の中には、末期がんなど、早急に介護認定が必要な方もいらっしゃいますので、優先的に認定審査会に諮るよう、早期の調査実施等の内部調整も行っております。

続きまして、障がい程度区分認定申請に係る分でございますけれども、介護認定と異なり、本広域連合の事務としましては、構成市町より委託されました障がい程度区分認定を行う審査会事務のみを行っております。被保険者の申請受付から調査並びに認定結果の通知発送等は構成市町となります。本広域連合としましては、各構成市町より送付されました申請書類等がそろい次第、障がい程度区分認定審査会に諮っております。そして、審査会翌日には、各構成市町に認定結果をお知申して、被保険者の申請から認定結果の通知までの期間につきまして、被保険者の申請から認定結果の通知までの期間につきましては、各構成市町によって異なるということのため、本広域連合では把握できておりません。

〇廣重和也総務課長兼業務課長

3番目の指導管理ではなく、介護事業をともに 進めていくパートナーとしての情報の提供はでき ないかの御質問ですが、御質問にお答えする前に、 広域連合の位置づけを若干申し上げます。

介護保険制度は、高齢者の介護を国民全体で支 え合う制度で、公費と被保険者が納付する保険料 で賄われる社会保障の一つであります。介護保険 の運営主体のことを保険者と呼びますが、本広域 連合は、4市1町のエリアの運営主体というふう に位置づけられております。介護事業者、従事者 の方々は、要支援、要介護状態となった高齢者等 に対しまして、これらの方がその有する能力に応 じ、自立した日常生活を営むことができますよう、 じかに介護サービスを提供する担い手であるとい うふうに私どもは理解しております。

それでは、お尋ねの情報の共有についてでございますが、本広域連合といたしましては、ケース検討や風通しのよい情報交換の必要性があると認識をしており、例えば、平成22年度から介護支援専門員研修会で、それまで講義形式で研修を行っておりましたものを出席者のグループごとに分かれてもらい、ケース演習をしていただき、大変好評を得たところであります。また、平成24年度地域密着型サービス事業者の集団指導におきましては、グループ討議の時間を設けるなど、工夫もしてまいりました。今年度の中では、まず、介護サービスのかなめと言われる居宅介護支援事業所を対象に、何がよいかを検討し、モデル的に実施をしたいと考えております。

事例検討などをホームページに公開してほしいとのことでありますが、介護事業者等に好事例として紹介をする目的で載せるものほど介護のケースは複雑で、簡単ではありません。そういう場合も多数ございますので、ややもすると誤解を招くということになったり、そのケースならではの特段の事情を平面的に載せるだけでは決してよい結果になるとは考えておりません。ただ、いずれにしましても、介護事業者、介護従事者の声を聞きながら、できるものがないかを探っていきたいと考えております。

〇山下明子議員

それでは、一問一答に入ります。

まず、改正介護保険施行後の状況ということで、 先ほど特に介護報酬の扱いのことについて、いろいろお答えをいただきました。全体として、要するに国は実態に合わせて適正に変えたというふうに説明をしているし、特に苦情は受けておりませんというのが共通した答えだったように思います。 それで、一方では、こういう声がありますよということも聞こえてくるし、私自身も例えば、ホー ムヘルプサービスの問題では、本当ばたばたして 困るんだとヘルパーさんは言うし、利用者さんの ほうは、声がかけにくくなったと実際おっしゃっ ているわけですよね。そういう実態があるわけで すね。だから、聞いているんですか本当にとやっ ぱり思うんですね、今の答弁を伺っていますと。 国はそう説明したでしょう、変えるために。実際 どうなっているかということについて、じゃあ本 当、今度変わってよかったですよ、助かっていま すという声は聞こえているんですか、逆に。ちょ っとそこを、声という点では。

〇鳥井 武認定審査課長兼給付課長

御質問にお答えしたいと思います。

確かに苦情という点も私たちのほうに直接入ってはきておりませんけれども、これはよくなったという意見というのも直接は聞いておりません。

〇山下明子議員

要するに、やっぱり実態把握していないということではないかと思うんですね。今は4月から走り始めて4カ月ということで、ばたばた多分しているんだと思うんですよ、現場も何とかついていかなくてはいけないということでですね。大体事業計画策定する委員会も本当にこれで4月から変えられるんだろうかと思いながら私も傍聴していたぐらいですから。なので、言う暇もないし、聞く暇もないというのが本当のところは実態を調査する必要があるのではないかというふうに思います。

昨年、事業計画を策定するときに、これまで3 年ごとの見直しのたびに高齢者の要望等実態調査 をしますということで、佐賀県で統一した連合独 自の項目も入れながらやってきたことを、厚生労 働省が、いやそこまで聞かんでいいと。特にニー ズ調査はせんでいいということまで言ったために、 項目がぐっと減ってしまって、それで、それじゃ いかんじゃないかということで議会で大問題にな りましたね。それで追加でやっぱりタイトルがニ ーズ調査となっているのに、ニーズを聞かないと は何事だということで、追加でニーズ調査をする ということで、昨年の7月に改めて後追い調査を されましたね。そういう実績がここにも決算の中でも出てきていたと思いますが、そういうことを考えたときに、国が言っているからいいですよということではないんじゃないかと思うのが、経験則で考えても私は言えるんじゃないかと思うんですよ。それで、ああいう後追いの調査もされたことも照らしてみると、実際この4月からやってみて、これから後期に向けてということになるかもしれませんが、やはりなるべく早いうちに実態が必要ではないかというふうに思いますが、その点についていかがでしょうか。

〇鳥井 武認定審査課長兼給付課長

お答えしたいと思います。

本広域連合におきましては、報酬改定等について、3月に説明会を行いましたし、また4月には国の質疑応答集をホームページ等に載せまして、お知らせをしました。また、最近では6月に集団の指導を実際行ってきたところでございますので、その中で、厚生労働省が示しましたさまざまな事例についても説明をしてきておりますので、そういうところでも情報の収集には努めている状況だと理解しております。

〇山下明子議員

今は説明をしてきたところだということで、や っぱり立ち入って、先ほど私、訪問介護、通所介 護、それから施設の問題、幾つか出して総括でお 聞きしましたけれども、その一つ一つについて、 こういうことをしたことによって、どうですか、 何か変わったことはありませんかということを、 やっぱりそういうふうに聞くことと、ただ待って いて、何かないですかねと聞いているのとでは、 やっぱり違うと思うんですね。聞かれたら答える。 ああそういえばということで意識づけながら、変 わっていったことがあるなとか、そういうことが やっぱりあると思うんですよ。それを事業者にも 利用者にも、また介護を従事するケアマネジャー とか、そういう方たちにも聞くという、そういう 姿勢がなければ、私は昨年7月にわざわざ後追い 調査までして頑張ったこととの関係からいっても、 本当、これはみんな心配をしてスタートした制度

改定ですから、よかったならよかったでいいんですよ。でもよくなかったとしたら、それが今、よくも悪くも聞こえてないということ自体が私は問題だし、現実に生では聞こえてくるわけですから、その実態調査をするという立場に立つべきだと思いますが、再度お答えください。

〇鳥井 武認定審査課長兼給付課長

お答えしたいと思います。

今回の制度改正につきましては、利用者の使い 勝手がよくなるように改正の趣旨がございます。 それをもし不適切な運用等を行えば、必ず制度の 効果はあらわれませんので、それによっての使い 勝手が悪いというか、そういう利用者であれ事業 者であれ、情報は入ってくるかというふうに思っ ております。ですから、相談、苦情等があれば、 やはり適切に迅速に行動すべきということは考え ておりますけれども、現在、そういった声という のを、ちょっと我々のほうでは聞いておりません ので、それぞれ個々に対応していきたいというふ うに考えております。

以上です。

〇山下明子議員

今は聞いていませんというのはわかっているん ですね。聞いていないというのは、上がってきて いないというのは。だからさっき多分言ったよう に、いろんな今のタイミングということもあるん だろうということが推察されるということなんで すよね。ですから、やっぱりこうやって適切にや りましたと、実態に即して変えましたと言ってい ますが、そうなっていますかということも含めて、 やっぱり本当によかったのか悪かったのか、どう なのかということは、やっぱり聞いていかないと、 本当のところ潜んでいる課題というのが見えなく なっていくんではないかと。悲鳴として上がって きたときでは、やっぱり遅いし、それずっと我慢 しているかもしれないということを想像する力が 欲しいわけですよね。ですから、物すごくお金を かけてどうのとかならないにしても、やはり7月 に後追い調査をしたときには、A4の紙1枚で、 ずっと聞いてもらうということをやっていただい たと思うんですが、会話をする人たちが、その意

識を持ってきちっとできる状態をつくるということから違ってくると思うんですよ、聞いてみるという立場に立つかどうか。

その意味で、やはり私は実態をつかむべきだと いうふうに思いますが、もうちょっとそれに加え てですね。なぜそれを言うかというと、全国的な 事例の中では、例えば、訪問介護で45分というこ とになったと。国は、いや60分以上使ってもいい ですよと言うから使うとしたとしても、事業所と しては、45分超えたところでの介護報酬と、また 別になってしまうので、60分を超えたら、もう50 0円自費で払ってくださいというふうに言ってし まっている事業所もあるというふうなことで、そ ういう動きがある中で、例えば、広島市とか川崎 市では、国の通達の意思をしっかりと伝えるため に、独自の通達を出しているというふうなことが ケースとして聞いております。川崎の場合は、特 に事業所の規定でもって一律に60分を超えたとき に、自費を徴収するようなことがないようにと、 そういうことは発見次第、注意しますよというふ うな意味の通達を独自に出しているんですね。そ れはやっぱりそういう話を聞いているから、そう いう対応ができるんですよ。今、いいも悪いも聞 いていないとなると、何も必要な手が打てない、 打っていないという、もしあったとしたらですね。 あってはならないことだと思いますし。それから 事業所もひょっとしたら、とっても我慢して困っ ているかもしれないという、そういう場合も、や っぱり事業所の頑張っている姿もしっかりと見て いく必要があるし、そういう意味で、実態をつか みながら、今の広島とか川崎とか、現にそういう 動きが出ているということを考えたときに、どう 対応できるかということについて、ちょっと答弁 をいただきたいと思います。

〇鳥井 武認定審査課長兼給付課長

お答えしたいと思います。

川崎市や広島市で利用者に負担がないよう通知を事業所あてに出したということでの御質問でございますけれども、確かに川崎市や広島市におきましては、一部の訪問介護事業者が、平成24年3月までに提供しておりました訪問介護のサービス

のうち、生活援助の時間区分につきまして、60分程度のサービスを利用者の意向を踏まえないで、4月から一律に45分未満のサービス提供に変更を行ったという苦情があったため、是正するように通知を発したものです。本広域連合におきましては、先ほどから言っていますけれども、3月に報酬改定の説明会で言いましたし、また4月にホームページで出したり、また6月の指導のときには、こういう事例でされていますよというのを具体的例示をしながら、皆さん、事業所さんにも説明をしておりますので、現在、まず川崎市等であったような混乱というのは、当広域連合内では起こっていないというふうに思っておりますので、通知等の対応はしておりません。

以上でございます。

〇山下明子議員

そういう苦情があっていないので、通知は考えていないということですね。今はそういうことなんだろうと思います。だからこそ、そういう全国であっているようなことにアンテナを張りめぐらすということと同時に、やっぱり実態どうなのかということを常につかむ努力というのは絶対必要だと思うんですよね。それをしないというまま突っ張っている必要、私ないと思います。やっぱりそれは実態つかみますという立場に立っていただきたいと思いますが、ここの点、もう一回お願いします。

〇鳥井 武認定審査課長兼給付課長

お答えしたいと思います。

現在、介護相談員が行っています電話相談とか、訪問、また広域連合への提案箱、情報、そういうのを確かに今のところお聞きしておりませんので、またほかにもやはり利用者に一番近いところにいらっしゃいます「おたっしゃ本舗」、また市町の窓口におきましても、そういう苦情相談についてのアンテナを張っていただいておりますので、現在のところ、議員言われたように、制度改正後の状況としては、事業者のほうは不適切な運用は行っていないというふうにこちらはとえております。ですから、苦情相談等があれば、先ほどから言っておりますとおり、適正かつ迅速に行動をすべき

というふうに現在のところ考えております。

もう1つ、議員おっしゃられるように、利用者 や事業者のほうから混乱等が頻繁に起こるような 情報等が入ってくれば、まずそのサービス事業者 とかケアマネジャーさんに対して、プランの作成 ですとか担当者会議において、適正な理解を求め るように、周知等については考えてはおりますが、 実態調査等につきましては、今のところ考えてお りません。

〇山下明子議員

どうしても実態調査とまでは言わないと、そこ まで意地張る必要は私はないんじゃないかなと思 いますが、やっぱり聞くときに、聞く立場に立っ て、じゃあ対応してもらえるためにも、何かペー パーなどがあれば、こういうことでどうですかと いうふうに意識的にやりとりもできるんじゃない かなというふうに思いますので、ここはぜひ考え ておいていただきたいと思いますが、今回、私、 先ほど総括の答弁の中で、例えば、利用料だとか いう話では、苦情は特にないということでおっし やっていましたね、負担が上がったとかいうこと で。ただ保険料は明らかに上がって、非常に皆さ ん、悲鳴を上げていますよね。それで、今回、保 険料は全国平均を上回って、5,270円ということ で、978円も値上げになっております。しかも、 利用料に関して言えば、今回、介護報酬の改定は、 実質、額面上は1.2%プラス改定だというふうに 国は言って、介護報酬改定しましたというふうに 言っていますけれども、実態は、ことしの3月ま で全額国庫負担で、月額1万5,000円という賃金 改定部分という計算でなされていた介護職員処遇 改善交付金がなくなって、結局これが介護報酬の 中で処遇改善加算ということでつけかえになって いますよね。そうなったことで、それがちょうど 2%相当分というふうに言われていますけれども、 そうすると、それを差し引くと、1.2マイナス 2%ということで、実質0.8%マイナス改定なん だということで、国がどれだけ出していたかとい うことを振り返ってみると、その最初の処遇改善 交付金のときに比べて、つけかえたことで1,900 億円程度から255億円に国の出し分が減っている

わけですよ。ということは、その分が介護報酬と いうことは、つまり利用者の利用料、あるいは地 方自治体の負担というふうになってきているわけ ですから、当然それが保険料にはね返ったり、利 用料の1割負担の中にそれが組み込まれていくと いうことで上がっているわけですよね。だから、 本当のところ、負担がふえているのには間違いな いと思うんですが、だからこそよく調べてくださ いということも含めて言っているんですけれども、 こうなったときに、やはり本当にお金がなければ、 もう必要な介護は受けられないと。例えば、時間 区分も今まで60分必要だったから、60分はやっぱ り受けたいですとなったら、どうしても45分以上 超えたところの報酬を払わなくてはいけなくなる ということになりますから、そういう意味で、必 要な介護、その人らしい生き方のできる介護とい うふうに、幾ら広域連合としてうたってみても、 だんだんそこからほど遠くなっていくんではない かというふうに私感じます。

それで、課長、結構です。私は今度、事務局長として就任された松尾局長に、本当に今さっきから実態調査のことを何度も言っていますが、よくそういう実態もつかみながら、その利用料や保険料、今までももう限界だと言ってきた。これがまた上がったということも含めて、本当に負担軽減策を今こそ独自に進めていくべきではないかというふうに思いますし、国に対しても、そういうこと課題をつかんだ上でしっかり物を言っていくという立場に立つべきではないかと思いますが、その点、伺いたいと思います。

〇松尾安朋事務局長

保険料、利用料の負担が非常に上がっていると。 それについての軽減について、どう考えるかとい うような御質問かと思います。

確かに今期ですね、非常に被保険者の方には心 苦しい思いをさせてしまっております。まず、そ のことについては、非常に今後の介護保険のサー ビスにより充実を図るということで考えさせても らいたいと考えております。

では、まず、保険料についてでございますけれども、介護保険は、社会保障制度でありまして、

保険料の全額免除、収入のみに着目した一律減免、一般財源の投入による保険料の減免は適当ではないと国から指導があっております。本広域連合は、国の基本指針に従いまして、減免基準及び減免額を定めているところでございます。

次に、利用料につきましてでございますけれども、介護保険は40歳以上の皆さんで助け合うという社会保障制度の中で運用されておりまして、公平性を保つという考え方は、非常に制度の組み立て上、大変重要なことでございます。介護保険を運営いたします本広域連合といたしましては、制度上の軽減策を活用していくべきだと考えております。

また、国等への働きかけでございますけれども、本広域連合といたしましては、全国介護保険広域 化推進会議におきまして、これまでも介護保険料 の減免や利用料の軽減等の介護保険サービスに係 る負担軽減対策については、各保険者の判断とす ることではなく、国の責任と負担のもとに行うべ きであると国に対して要望しております。今後と も国に対して要請していきたいと考えております。 以上でございます。

〇武藤恭博議長

山下議員、会議の途中でございますけれども、 ここで休憩をさせていただきたいと思います。 会議の途中でございますけれども、休憩いたし ます。

本会議は13時15分に予鈴をいたしますので、お 願いをいたします。

しばらく休憩いたします。

午後 0 時13分 休 憩

平成24年8月7日(火) 午後1時18分 再開

出 席 議 員

1.	亚	間	智	治	2.	諸	泉	定	<i>₩</i>	3	松	尾	義	幸
4.			芳	昭	5.		藤	知	美		大		正	
7.			伸		8.		田	誠 -			松	永		哉
10.			憲	明		原		忠	則		Ш	副	龍之	
13.	野		宣	明		亀		雄	治	16.	Щ	下	明	
17.	黒	田	利	人	18.	武	藤	恭	博					

欠 席 議 員

地方自治法第121条による出席者

広域連合長	秀 島	敏 行	副広域連合長	横尾	俊 彦
副広域連合長	江里口	秀 次	副広域連合長	松本	茂 幸
副広域連合長	江 頭	正則	副広域連合長	御厨	安 守
監 査 委 員	松尾	隼 雄	会計管理者	陣 内	康 之
事 務 局 長	松尾	安 朋	消 防 局 長	手 塚	義 満
消防副局長兼総務課長	石 丸	忠 夫	総務課長兼業務課長	廣重	和 也
認定審査課長兼給付課長	鳥 井	武	消 防 課 長	大 島	豊樹
予 防 課 長	山 領	政 信	通信指令課長	鷲 崎	徳 春
佐 智 消 防 署 長	野田	公 明			

〇武藤恭博議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

広域連合一般に対する質問を続行いたします。

〇山下明子議員

先ほど途中で終わってしまって、まだあと、先ほどの事務局長の答弁をお聞きして、保険料、利用料の減免、負担軽減の問題などについて。

それで、要するに国に対しては物を言っていく けれども、あくまでも国が決めた3基準だとか、 そういうところを踏襲した形で負担軽減策はやっ ていきたいんだという答弁だったというふうに思 いますが、私は国が決めた3基準だったとしても、 例えば所得制限対象となる範囲をどこまでとるか とか、減免の水準をどこまでするかとか、例えば 貯蓄の額が88万円だったのを120万円にするとか、 140万円にするとか、いろいろそこは保険者によ っていろいろ自分たちで決められるわけですよね。 だから、ここまで負担が今ふえてくる要因が重な ってきているときだからこそ、この前の見直しの ときには、結局、独自の減免策はしなかったとい うことですっと行ってしまいましたけれども、現 実こうなってきているんだということをやっぱり 踏まえた上で、これは3年後ということでなく、 本当に踏み出すという考えに立っていただかない と、独自でもやっていく考えを持つという立場に 立たないと、私は公平性だとか、いろいろ言われ るけれども、本当に必要な介護を必要な人が受け られなくなってしまったら元も子もないと思うん ですよね。だから、そこのところをしっかり寄り 添って考えていくという立場に本当に立っていた だきたいと思うんですよ。

今回、事務局長になられたばっかりではありますが、本当に今まで、平成12年からずっとやりとりしてきた中で、本当にそこのところを佐賀中部広域連合としてもう一歩踏み込んでほしいなと思うのをずっと引きずっているんです、私自身はですね。だから、そこら辺が今回保険料も上がるという状況に来ている中で、やっぱりそこは連合としてもやっぱり独自の考え方を持っていくという立場にぜひ立っていただきたいと、これはもうちょっと今後の議論の中でもまた言っていきますか

らね、受けとめておいていただきたいというふうに思います。

それで、あと2つ残しておりますけれども、2 番目の介護認定のあり方については、流れを言っ ていただきました。それで、全国平均よりも少し 短いということでおっしゃいましたが、原則30日 以内には結果を出すということになっている中で、 平均が33.8日ですから、当然短いときもあれば長 いときもあるということですね。いろんなケース はあるのでしょうが、やはり介護が必要になった と思って余裕を持って出している人よりも、本当 に必要になったと思って出してきている人は本当 に多いと思うんですね。そうなったときに、おく れそうになったら延期の通知書を送っているとい うことを言われましたが、それだけでなく、待っ ている間にいろいろと事態が変わっていったり、 ますます切迫してきたりした場合にどういうふう な対応が考えられるのかということも含めてちょ っとお願いしたいんですが、待っている人への対 応について。

〇鳥井 武認定審査課長兼給付課長

お答えしたいと思います。

結果を待っていらっしゃる申請者の方への対応 でございますが、申請から認定結果が出るまでの 期間ですけれども、この間に、介護サービスの利 用を希望される被保険者の方につきましては、要 支援、要介護の認定がなされることを前提といた しまして、暫定の介護サービス計画を作成してい ただくことで介護保険サービスを利用することが できます。

具体的な流れといたしましては、申請者が居宅 介護サービス計画作成依頼届け出というのを本広 域連合に提出していただきまして、居宅介護支援 事業者の方や地域包括支援センターで暫定介護サ ービス計画を策定していただきます。そして、そ の計画に基づく介護サービスを利用するというこ とで、通常の介護サービスと同じように1割の自 己負担で利用できるようになっております。

このような暫定の介護サービス計画に係る居宅 介護サービス計画作成依頼届け出の提出につきましては、認定申請を行う際に同時に提出される場

合もございますし、ちょっと時間を置いて提出に 至る場合もございます。この暫定介護サービス計 画につきましては、居宅介護支援事業者や地域包 括支援センターのケアマネジャーが介護保険制度 について理解をしていただいて、申請者の要介護 度を想定した上で暫定介護サービス計画を作成さ れておりまして、本広域連合としても適正な制度 運営を図っていただいていると考えております。 以上です。

〇山下明子議員

ということは、確認ですが、認定調査に行った 時点で、ああ、これはちょっともう必要なんだな となったら、その場で説明もしながら、その対応 に進んでいけるようになっているということでよ ろしいでしょうか。

〇鳥井 武認定審査課長兼給付課長

はい、そうでございます。

〇山下明子議員

そしたら、そういうことで心配を取り除くということでやっていただきたいし、また、実際そういう声が、まだ先ほど紹介したような声があるということは、障がい区分認定の場合でも同じようなことになっているのであれば、またそれがちゃんとわかるような形で伝わっていく心配りをぜひしていただきたいなというふうに思います。

では、この件に関しては結構です。

3番目、最後に介護従事者、事業者との連携についてなんですが、端的に言って、情報共有ということについてのホームページでの公開はなから簡単ではない、いろんなパターンがあるんですけれども、私が先ほど申し上げましたように、なりま者の場合に、そこに、研修会などになかなから、電話で聞けばいいではないかと言っなことができるようなことが本当に望ましいとあった。それは最もだなと思いながら、私は伺ったんですが、ですから、Q&Aのありようについてはどういう形がいいのかといったこともまた本当に事業

者の意見も聞いていただきながらやってもらいたいなというふうに思うんですが、それについての問題と、もう1つ、研修会が今いろいろグループ討論を、ケアマネジャー研修会のグループ討論のこととか言われましたが、回数ですね、年に1回とか、そういうことでなく、もう少し回数をふいのかということ、それがまたケアマネさんだけでなく、事業者ともそういうことができないのかということを含めて、要するに、そういう風通しをよくするという点での位置づけや運営の改善についてどのようにお考えになっているか、お聞かせください。

〇廣重和也総務課長兼業務課長

毎年ですね、全事業者や特定のサービス事業者 を対象に研修会や説明会を行うということも必要 であります。実際やっております。定期的な検討 会も効果が高いというふうに考えております。

そして、先ほど議員がおっしゃったように、小さな規模での研修会も開催して意見を述べる、質問をするという基本的な情報の交換ができるように行ってみたいというふうに考えております。

介護関係の職員で構成する団体、例えば佐賀中 部広域介護支援専門員協議会とかいう、そういっ た団体もございますので、意見を聞きながらその 手法を探っていきたいと考えております。

また、事業所の職員が少なくて小規模の事務所ということで、出づらい事業者の方のためには、介護保険法が平成12年の4月に施行されておりますので、それ以降、国が発出いたしました質疑応答集を、これを連合のホームページに載せ、簡易に介護の情報を取得できますように、また、どこからでも情報の取得が可能となるようにそういった措置を早急にとりたいと考えております。

〇山下明子議員

ということは、小規模事業者も視野に入れてきめ細かい対応をしていくということで今受けとめましたけれども、国の出しているQ&Aを今のところ連合のホームページにも載せますよということだったですね。だから、そこに連合独自でいろんなケースが出てきた場合にも、そういうことの

中に載せていければ、もう少し具体的になっていくと思うんですね。だから、余り細かいところまで立ち入ってというのは難しいかもしれないけれども、やっぱり国のいう一般的なところからもう少しおりてきて、連合のケースの中での言える部分というのをやっぱりそこに載せていけば、もう少しまたさらにきめ細かくなると思いますので、そこまでちょっと頭に置きながら、今非常に前向さな答弁をいただいたと思っておりますので、ぜひ事業者の方たちがしょげないで頑張っていただきたいということを申しけるようにやっていただきたいということを申し上げまして質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○野副芳昭議員

神埼市議会の野副芳昭です。

通告していました介護と計画停電について質問をさせていただきますので、よろしくお願いいた します。

猛暑で毎日30度を超える日が続いております。 熱中症も多発し、毎年この時期になると暑さ対策 を考えなければならない時期となっております。 この暑さは多分来年、再来年とずっと続くことが 懸念されております。

去年の3.11東日本大震災に伴い、福島県の原子力発電の事故以来、各地で定期点検後の発電所の再開が停止され、九州でも玄海町の玄海原発の運転再開停止状態で九州電力からの節電の依頼が昨年、ことしとあり、ことしは、電力不足は昨年以上に懸念され、病院の一部を除き会社や家庭では計画停電を発表されております。それに対応する形で在宅療養されてある家庭への生命維持装置の調査のお知らせが病院から家のほうに連絡があっておるというふうなことも聞いております。

県の保健所や市町村の行政による訪問等で、現在の身体状況に基づき計画停電による対応や内容説明があったそうです。しかし、その説明自体が満足いく内容ではなく、かえって不安を招くような内容もあったというふうなこともお聞きしております。また、医療器具事業者におかれましては、各家庭を回り計画停電に対する対応を図るために、試験的に停電に備え、家庭で操作依頼をされ、万

が一の場合を考え、なれない操作を介護者の方が 四苦八苦しながらも試し運転をされているという ふうなこともあっております。在宅介護において は、電気を利用した福祉用具や医療機器などで在 宅生活を維持し、家族の協力で毎日精いっぱい頑 張っておられる家庭もあります。そのような器具 がなければ生命の維持ができないという方もおら れます。

介護保険の基本理念の中において、介護が必要になっても、その人らしく暮らし続けることができる地域社会の構築ということをうたってあります。

第5期佐賀中部広域連合介護保険事業計画の方向性として、地域に密着した介護や介護予防の観点からさまざまな地域資源を活用することにといて地域社会で見守っていくとあり、9項目ほど上げてありますが、その中の3項目に、高齢者福祉の向上とあります。これは、構成市町の枠を超えた共通の社会基盤を活用して保健と医療、さらには福祉が一体となったサービス提供を行うというふうなことがあります。在宅重視の観点から、介護を要するがあります。在宅重視の観点から、介護を要分の方とで生活できるように支援しますというふうなことがあります。

これらの観点から、今回、在宅介護での計画停 電時における対策は十分に対応できるのかをお聞 きしたいと思います。

現在、在宅でいろんな電気器具を利用しながら 生活してある方が停電があったときに安心して在 宅できるのか、それらに対する対策をお尋ねした いというふうに思います。

あと、答弁の内容によっては再質問ということ をさせていただきますので、よろしくお願いいた します。

〇廣重和也総務課長兼業務課長

今回の計画停電の期間といたしまして、平成24年7月2日から9月7日までの平日がその計画停電設定期間となっております。電力の需要がひっ迫した場合は、地域エリアを単位として停電が実

施されることになっております。今回の電力需給 対策で計画停電が行われる事態を想定して、7月 2日に県健康福祉本部で行われました計画停電に 係る在宅人工呼吸器使用者等に対する個別指導等 に関する市町村の説明会がありました。そこでは、 難病者の方については県の保健所が個別の指導を 行います。それから、在宅の人工呼吸器使用者等 のうち、障がい者や高齢者の方については福祉サ ービスの主体であります市町において個別指導を 行うということが確認されたところでございます。

なお、8月6日現在、構成市町におきまして、 当初に訪問が必要とされていた12名、こちらの方 については既に調査が終了しております。その後、 追加で訪問が必要とされた2名がおられますが、 そのうち1名につきましては、個別に指導がなさ れたことを確認しております。あと1名は現在調 査中ということであります。

次に、介護高齢者福祉施設等については、県が、 市町が管轄する介護施設事務所については各介護 保険者から電力需給ひつ迫警報発令時や、計画停 電2時間前の周知を行うと、役割が明確に伝達さ れてきたところであります。

高齢者の全てを介護に集約した対策を行うのではなく、職務の分担をして対応していくということで県のほうから説明を受けました。

新型インフルエンザの集団発生が予見された平成21年4月の時期におきましても、この役割分担がなされ、感染予防情報の提供や注意喚起情報の周知に努めてきたところでございます。

それぞれの担当部局で職務分担を果たすことが その対策になり、このことによって計画停電時に おいて安心して在宅を送ることができると、こう いうふうに考えているところでございます。

〇野副芳昭議員

ありがとうございます。

それでは、再質問という形で一問一答に入りた いというふうに思います。

佐賀中部広域連合の管内の中で、在宅で介護の 必要な方等で、医療機械を含めて電動式、もしく は手動式、特に電動式の福祉用具等の対応はどれ ぐらいの利用者があるのか、お聞きしたいという ふうに思います。

〇廣重和也総務課長兼業務課長

福祉用具機器でどれほどの利用があるかという 御質問にお答えいたします。

平成24年5月分におきます佐賀中部広域連合管内の福祉用具貸与の利用件数は、自力で起き上がりや立ち上がりができない方が使用をする電動ベッドのことでございますが、これは特殊寝台という名称で貸与しています。この特殊寝台は介護で1,424件、介護予防で110件、この特殊寝台の型式や品番などのデータがございませんので、事業者から聞き取った中では、電動式の割合がほぼ100%というふうに聞いております。

次に、床ずれ防止のエアーマットのことでありますが、床ずれ防止用具は、介護で374件、介護予防で9件、電動式の割合が約50%となっております。

次に、空気パットなどを身体の下に挿入することにより要介護者等の体位を容易に変換できる用具であります体位変換器は、介護で9件、介護予防で、これはありません。電動式の割合は9件のうち70%、7割が電動式というふうになっております。

それから、在宅酸素の機器、人工呼吸器、吸引器等の医療機器については、現時点では私どものほうは把握をしておりませんが、早急に情報の収集には努めたいと考えております。

〇野副芳昭議員

ただいま利用の件数をお伺いしましたけれども、ここでちょっとお尋ねしたいんですが、特殊寝台と床ずれ防止用具の件なんですけれども、介護予防でも使ってあるということなんですけれども、特殊寝台が110件、床ずれ防止用具が374件のうち9件というふうなことで今お話をお聞きしましたけれども、特殊寝台を使われる方の大体の対象的な方とすれば、例えば床から立ち上がれないとか、ベッドで自分で起き上がれないとか、先ほど言われましたけれども、そういうような方たちが主というふうに思うんですが、借りられる方は介護度に関係なくお借りできるんですか。

〇廣重和也総務課長兼業務課長

先ほどお尋ねの介護度に関係なくこれが対応できるかということでございますが、こちら特殊寝台110件、介護予防のほうで出しております。ですから、要支援の方もこれの使用はできるということになります。

〇野副芳昭議員

ここら辺で特殊寝台を使われる方の対象者は、 以前、私は介護度の2以上というふうなことでお 聞きしておったんですが、これはもう今は変更に なっているということですか。これ何かの特別な 理由があれば借りられるというふうなことなんで すか。

〇廣重和也総務課長兼業務課長

確かに、議員がおっしゃるとおり、2以上の方が対象ではありますが、しかし、これは主治医の意見書に必要というふうに書かれて具申されれば、それは通るということを聞いております。

〇野副芳昭議員

ありがとうございました。

それでは、今の質問の続きですが、例えばこのような寝台を使ってある方が計画停電があったというふうなときに、例えば起き上がれないと、自分では起き上がれないというふうな方、自分では寝返りが打てないというふうな方、体位変換ができないというふうな方たちが、例えば計画停電が起きた場合にはどのような状態で過ごされますか。

〇廣重和也総務課長兼業務課長

福祉用具の停電中の対応になりますが、ことしの6月の集団指導では、福祉用具貸与の事業者に対しまして、利用者等の要請などに応じて貸与した福祉用具の使用状況を確認し、使用方法の指導を行うことという、そういった注意事項の説明をしたところでございます。

今回、計画停電により電力需給ひっ追警報発令 時や計画停電の2時間前の情報を受理した場合は、 福祉用具貸与の事業所のほう、それから居宅介護 支援事業者、こちらのほうにも情報を早急に送り まして周知させたいと考えております。

〇野副芳昭議員

福祉用具の事業者等は、その使い方等は御存じ でしょうけれども、例えば利用者さん等の身体状 況等はあくまでもほんの一部しかわからないとい うふうに思うんですね。例えば、この方が起こし 過ぎてもいけない、寝せておってもいけない、だ からその特殊寝台というものをお借りになってあ ると思うんですよ。だから、例えば2時間停電と いうふうなことになると、起き上がれない方はそ のままの状態で寝せておくというふうな形になり ますけれども、これは例えば命に別状がないから 寝せておってもいいだろうとか、そういうふうな ことでサービス事業所自体はもうお貸しして、そ の安全性と使い方をお話、説明はされてあるでし ょうけれども、それをいかに使うかが今度は介護 される方、もしくはそれに、何というかな、はま られる方というか、例えば介護福祉士とかヘルパ ーとか、そういうような方たちがされて、その利 用者に対する対応をされてあるんですけれども、 特殊寝台とか体位変換の場合は2時間停電のとき は、先ほど課長が言われましたように、そのまま の状態、例えば寝せておければもう寝せておくと いうふうなことをしておくんですか。

〇廣重和也総務課長兼業務課長

停電によって福祉用具の機能が停止し、直ちに 命の危険性が高まるという福祉用具はないという ふうに考えております。

突然停止した場合は、しばらくは御辛抱をお願いすることになると考えますが、そういったことにならないように停電時のために代替品や補完機能を持つ品物をあらかじめ準備をしていただきたいと考えております。

〇野副芳昭議員

その準備をするということになると、また家族の方、もしくはそれに携わる方自体がどういうふうなものを使っていいのかわからないというふうになると思うんですね。そのときに、このまず介護保険を利用される方におかれましては、最初利用する場合、ケアプランというものを立てられると思うんですね。ケアプラン、ケアマネジャーが。居宅事業所の中のケアマネジャー等がケアプランを立てられます。そのケアプランの中において、介護福祉の事業者、医療機関等の看護師とか、ドクターとか、いろんな中において担当者会議とい

うものをされると思うんですが、その中において そういうふうな、最初のうちは計画停電がなかっ たにしても、今回計画停電があった場合には、そ ういうような担当者会議を究極に開くというふう なことはありませんか。

〇廣重和也総務課長兼業務課長

停電を想定し、サービス担当者会議を開催する 必要はないかというような質問内容だったと思い ますが、ケアマネジャーが開催します利用者ごと のサービス担当者会議は介護度の変更がある場合、 それから新しくサービスを受けようとするときな どに通常は開催されます。

指定の福祉用具の貸与については、随時当該サービス担当者会議を開催して専門的な意見を聴取すると、そういった指定の福祉用具を使っている場合ですね、そういう専門的な意見を聴取するとなっておりますので、その必要性はあると思っております。

〇野副芳昭議員

一番やっぱり大切なのは、ケアマネジャーが各 家庭を訪問される、毎月要介護以上の方のところ には訪問されて、状況とか長期計画、短期計画、 いろんなことを計画されながら提供表等をお持ち になるというようなことはあると思うんですけれ ども、最初にケアプランを立てて、途中こういう ふうな計画停電があった場合、居宅介護支援事業 所というところの役割というのはとても必要、ま た重要になってくると思うんですね。何かあった 場合には、その人たちがやはり一番介護福祉用具 だけじゃなくて、各家庭を訪問されてある中にお いて、医療機械、例えば人工呼吸器、吸引器等を 使ってある方々に対しての一応中身を御存じだと 思うんですよね。介護福祉用具だけじゃなくて、 医療機械をこの方は使っておられる、吸引器を使 っておられるというふうなことを把握してあるの は、やっぱりケアマネジャーだと思うんですね。 そこで、やはり居宅支援事業所の役割というのが 一番重要になってくると思うんですよ。

だから、これはあくまでも広域連合の中において、例えば居宅サービス事業所において、伝達事項じゃないですけれども、こういうような計画停

電があったときの対応にしっかり従事してくださいというふうなことで、そこからもう一回担当者会議を開くなり、もしくは事業者等に連絡をしていただきながら一緒になって利用者さんのことを考える必要があるというふうに思うんですが、そこら辺どういうふうなお気持ちですか。

〇廣重和也総務課長兼業務課長

先ほどのお尋ねの医療用機器等について、うちのほうでは福祉用具の貸与品目の外ということで、実際どこにどなたが使用されているかという情報は持ち合わせておりません。それはやはりケアマネジャーの方が一番よく御存じだと思います。ですから、ケアプランの担当者会議というのはあくまでもケアマネジャーが主催する会議でございまして、そこに私どもが会議を開きなさいとかいうふうなことはまず言えませんし、それはケアマネジャーの資質の問題だと思っております。そういうことがあれば、介護のサービス事業者は家族、それから本人を交えて、あるいはドクター等を交えながら詳細な対応を考えていかなければならないかなと思っています。

うちのほうから、どなたが医療機器を持たれるかわかりませんので、サービスのプランをつくるケアマネジャーにまずは主体的になってやっていただきたいと考えております。

〇野副芳昭議員

そこの担当者会議に出ていくとか、出ていきなさいとかじゃなくても、居宅支援事業所を御指導なされるのは広域連合さんというふうに思うんですよ。だから、こういうふうになったときにはちゃんとした対応は考えておってくださいとか、どういうふうにしてあるんですかというふうなことは指導されても、もしくはそういうようなことを要望されてもいいのじゃないかなと思うんですが。

〇廣重和也総務課長兼業務課長

停電によって福祉用具の機能が停止しすぐに命 の危険性が高まる福祉用具はないというふうに考 えております。

また、医療機器に対しても、それは専門の方が 判断することでありますので――考えております が、突然の災害等で、計画停電だけではなく、そ ういうこともございますので、電気系統の障害から停電に至る場合でも補完器具等で対応可能になるものについては、利用者に事前にその対策をお知らせするようにケアマネ事業者等には周知をしていきたいと考えております。

〇野副芳昭議員

あと1件ですけれども、例えば計画停電、もしくは災害等で電気が使用できなくなったというふうな場合の対応として、やはり動かさにやいかん、この機械を動かさないとこの人の生命の危機にかかわるというふうなときには、発電機というのが考えられてあるんですね。その発電機の貸与ということになると、これは九電の管轄になるかもわかりませんが、そこの今度の広域連合さんが受け持っておられる福祉用具に対しての発電機の貸与については九電のほうとの打ち合わせはあっていませんか。

〇廣重和也総務課長兼業務課長

7月2日の県の担当者会議においては、役割分担が明確に示達されましたので、我々としては介護事業者のほうに電力のひっ迫時の対応としては周知をすると、情報を流すということの役割分担を与えられております。

福祉用具の関係で、バッテリーということでございますが、これはやはり福祉用具については直ちに命にかかわるものではない、2時間程度ですね、命にかかわるものではありませんが、その代替する補完器具、例えば先ほど言われたバッテリーとか、手動用の用具ですね、そういったものはあらかじめケアマネジャーとも御相談の上で事業者等も考えながら事前に準備等をしていただきたいと考えております。

〇野副芳昭議員

命に別状がないと言われても、家族の方はこちらが思っている以上にやっぱり不安を感じてあるわけですね。起き上がれない、寝せておかなきゃいかん、床ずれがひどくなったらどうしようかというふうなこともあるもんですから、そこら辺含めて、やはり家族の方、もしくは利用者さんが安心して過ごせるような在宅を目指していっていただきたいというふうに思うんですね。

そこで、佐賀中部広域連合の介護保険の事業の中において、先ほども言いましたように、保健、 医療、福祉が一体となったサービスの提供というようなことが書いてあります。

そこで、高齢者の方や障がい者の方が地域で安心して暮らせるような医療、介護、予防、住まい、生活支援のサービスを切れ目なく提供する地域包括ケアのシステム構築を目指し、医療との連携、居住にかかわる施設との連携、及び生活支援サービスの充実、構成市町で展開される施策と一体となったというふうなことを提示されているわけです。

今回の停電だけでなく、やはり災害による停電、 台風とか、水害とかによってやっぱり電気系統が 切れたというふうなときには直ちに、こういうよ うな計画停電の場合は前もって準備等ができます けれども、先ほど課長が言われましたように、何 か災害があったときにすぐ対応できるようなシス テムづくりというものがやはり必要だというふう に思うんですね。

これをするためにも、今回の計画停電を参考に しながら、また、今後の方針として、先ほど言い ました居宅介護支援事業所の中におけるケアマネ ジャーの役割というものをもう一度、もう一段階 上を見ていただきまして、ケアマネジャーの役割 を十二分に発揮できるような体制づくりというも のが必要というふうに思うんですが、そこら辺ど ういうふうにお考えでしょうか。

〇廣重和也総務課長兼業務課長

地域包括ケアの実現ということで、先ほど医療とか福祉、住宅関係とかいろいろ言われましたが、全て保険者である広域連合のほうが主体となってするというのはできません。あくまでも各構成市町、それから県、保健所、そういったところとの連携を深めながら、その役割分担をさらに確認し合って情報共有をしていきたいと、それが私たちの役目じゃないかなと思っております。

〇野副芳昭議員

だからこそですね、だからこそ居宅介護支援事業所の役割というのが必要になってくると思うんですよ。そのための居宅介護支援事業所だと思う

んですよ。そこの中にケアマネジャーさんたちがいろんな利用者さんの状況とか状態、経済的な状況もあるでしょう、身体的な状況もあるでしょう、いろんな状況を把握しながらケアプラン、計画を立ておられますので、そこら辺をより一層の充実というふうなことでしていただければ、もっともっと在宅での生活を今後は推進しようと思われるのであれば、そこら辺の充実したプラン等が必要になってくるというふうに思うんですよ。

今後の広域連合さんの計画停電に限らず、災害 によるこういうふうな停電が起きた場合の措置、 対策等をお聞きして終わりたいと思います。

〇廣重和也総務課長兼業務課長

計画停電時だけでなく、大規模災害というのも 今後いつ起きるかもわかりません。そういった場 合に備えて、これを機にいろんな各種団体、機関、 構成市町、そういったところと話し合ってはいき たいとは思っています。

また、居宅介護支援事業者の協議会というのも ございますし、そういったところとも頻繁に情報 交換を行っております。

また、先ほど山下議員の質問にもあったように、ことしは特に小規模の事業者に対しても会議等も設けるように考えておりますし、いろんな困難事例についても情報の共有をしていきたいと考えておりますので、その辺のところでできるんじゃないかなと思っております。

〇佐藤知美議員

私は、介護施設拡充に対する連合の考え方をお 尋ねします。

介護3施設整備については、私のこの連合議会におけるライフワークのようになっていまして、2月議会でも質問をしたところですけれども、第5期佐賀中部広域連合介護保険事業計画において、第1章、計画策定の趣旨、3、第5期介護保険事業計画における基本的視点、(1)地域包括ケアシステムの構築で、地域包括ケアの5つの視点による取り組みが示されています。その中で、②に介護サービスの充実強化がうたってありますが、そこの第1に特養などの介護拠点の緊急整備がうた

われていますが、連合としてこのことをどのよう に捉えられているのか、総括として質問いたしま す。

〇廣重和也総務課長兼業務課長

まず、地域包括ケアとは、国の定義で申し上げますと、ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全、安心、健康を確保するために、医療や介護予防のみならず、福祉サービスを含め、さまざまな生活支援サービスが日常生活の場で適切に提供できるような地域の体制というふうにされております。医療との連携強化、介護サービスの充実強化、予防の推進、多様な生活支援サービスの確保や権利擁護、高齢者住まいの整備の5つの視点において、包括的、継続的な実施が必須とされております。

先ほど議員の言われる介護サービスの充実強化につきましては、特養などの介護拠点の整備や、定期巡回・随時対応サービスの創設など在宅サービスの強化が述べられております。この特養などの介護拠点の緊急整備について国の趣旨は、平成21年度の第1次補正予算による介護基盤緊急整備特別対策事業を前提としております。これは、第5期以降を見通した上で第4期分に上乗せを行うものとされております。

この事業のうち、施設建設に係るものは地域密着型サービスに係る施設整備とされています。また、ほかの施設等については、都道府県等の施設整備費補助に対する地方財政措置の拡充などが予定されておりました。この事業による施設整備に関しては、都道府県が第4期の整備計画を変更するか、別途、事業実施計画を作成するものとされておりました。

佐賀県は、この際に特別養護老人ホームに係る 上乗せはしないと決定した上で、地域密着型サー ビスの整備に係る事業、それから、スプリンクラ 一整備に係る事業を行うこととしております。ま た、これを踏まえまして、第5期に係る計画策定 時にも特別養護老人ホームを新設増床しないこと としております。

佐賀中部広域連合では、佐賀県が指定権限を持つ特別養護老人ホームを新設増床しないと決定し

たために、平成21年当時においては、第4期に盛り込んでいたグループホーム等の地域密着型サービスの施設整備を行い、また、第5期においても事業計画において地域密着型サービスの施設整備を計画しております。

〇佐藤知美議員

改めてお尋ねをしますけれども、施設整備、この包括ケアの5つの視点による取り組みの中での特養の中の介護拠点の緊急整備というものは、国の課題であって――国の計画というんですかね、というふうな答弁だったと思うんですけれども、それで、後からもお尋ねをしますけれども、これで国の基本方針は施設整備に対する参酌標準37%をもって抑制をしてきたわけですよね、廃棄備の抑制になっていたわけですけれども、昨年4月からそれが撤廃をされました。これにかわる政府の、厚生労働省の施設整備に関する新たな計画というものがあるかどうか、まず最初にお尋ねをします。

〇廣重和也総務課長兼業務課長

参酌が撤廃されて新たな国の施策があるかという問い合わせでございますが、その計画はございません。

〇佐藤知美議員

今、全国でも40万人、50万人と言われる方が待機されている中での全く増設、新設の計画はないという答弁ですけれども、全くの無責任状態ですよね。介護保険がありながら、そういう施設を新たにつくらないという。これは、国が50%の補助を出していますけれども、それを抑制せんがための考え方じゃないかと、そこまでやっぱり思えるような今の状況だと私は思うんです。

それで、改めて37%の参酌標準に関連してお尋ねをしますけれども、その37%という参酌標準があったがために、なかなか全国の連合体、あるいは県、そういったところが施設を新たにつくるということに非常に躊躇していたわけですけど、それが撤廃され、それぞれの自治体、あるいは連合体で決定をしていいという方向性に変わりました。それによって、全国的にですよ、37%参酌標準撤

廃後にそういう施設整備に関する新たな進展とい うものがあったかどうか、これは全国的なことで すけれども、お尋ねをします。

〇廣重和也総務課長兼業務課長

議員が言われる参酌標準については、施設・居住系サービスの量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準として、要介護度の2から5までの認定者数に対する施設・居住系サービスの利用者割合が37%以下になるようと示されたものであります。これは、平成22年10月に撤廃をされております。全国的な基準を撤廃し、地域の実情において基盤整備を行うということになっております。

全国的な動向でありますが、厚生労働省が発表している資料では、この基準撤廃の影響を調査したというものはございません。私たちが所属しております全国や九州の協議会において情報交換を行う限り、第4期中にこの撤廃を受けて計画変更を行った団体というのはございませんでした。この背景には、この撤廃が説明された全国会議におきまして、第4期計画の変更を行う必要はなく、また、国のほうからも計画変更を求めないという説明が行われていることがあるものと考えております。

〇佐藤知美議員

全国的にも、九州地区でも、参酌標準の撤廃に よって新たな変化、進展はないという答弁ですけ れども、3施設の参酌標準等含めてお尋ねをしま すけれども、継続されたものもありますよね。こ の介護保険事業計画の 7 ページにうたってあるよ うに、継続されたものとして、平成26年度までに 入所施設利用者全体に対する要介護、この利用者 割合を70%以上に持っていくというのがあります。 これは、中部広域連合においては平成22年度 57.3%の執行率という状況です。それから、介護 保険3施設の個室・ユニット化の推進ということ で、平成26年度までに3施設の個室・ユニット化 を50%以上に持っていく、特養の個室・ユニット 化割合を70%以上に持っていくという参酌標準は 継続されて生きているわけですけど、このことに ついての連合としての考え方をお尋ねします。

〇廣重和也総務課長兼業務課長

現在、国が示す参酌標準は2つ残っております。 先ほどおっしゃいましたように、入所施設利用者 全体に対する要介護度4及び5の利用者割合が 70%、介護保険3施設のユニット化の推進で3施 設で50%、特別養護老人ホームで70%というもの、 これがまだ残っております。

重度化に係る参酌標準の70%という数字は、平成18年から設定された数値となっております。平成18年より前においては、参酌標準は各サービスごとに高齢者人口の割合によってその施設整備数が定められておりました。平成18年から、要介護2以上の者に対する施設の整備に関しては、施設・居住系の利用者の割合を平成16年度時の41%から37%に引き下げると、これと同時に、重度者が施設等に入りやすくなるように当時の重度率59%から70%に引き上げられたものであります。

また、ユニット化については、個人の尊厳を守るため、また、高齢者が自宅で暮らすのと同様の 生活を送っていただくために設定をされたものであります。

広域連合が参酌すべきものは重度化に係るものとなりますが、この参酌標準というのは、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針、これにおきまして示されている目標値であります。介護保険者である本広域連合では、介護保険事業計画に目標値としてこれを掲げております。

しかし、第5期計画に係る策定委員会でもこれに対する意見は多くございました。具体的例を申しますと、現実とそぐわないじゃないかと、あるいは無理に進めていくのかと、こういった発言があっております。これにつきましては、その策定委員会の際にも、また、ことしの2月定例会においてもお答えをさせていただきましたように、重度化については現実と向き合いながら、地域の実情に合わせて対応させていただきたいと考えております。自然推移による重点化を待つということにしております。

現在、本広域連合における重度化は、平成19年度では51.1%、平成21年度では55%、平成23年度で59.5%となっており、利用者の重度化が進んで

おります。これについては、特別養護老人ホームなどは入所に関する審査会などが開かれており、要介護度や世帯の状況などの入所基準によりまして、要介護度が重度の方が優先的に入っていることにより、もう自然体で重度化が進んでいるものと考えております。本広域連合としては、このような自然体により重度化が進むことを期待しております。

〇佐藤知美議員

重度化を70%に持っていくという、この目標値、 策定委員会でも現実にそぐわないんではないかと、 無理やり進めるのかという意見があったようにね。

それと、先ほど山下議員の質問の中で、介護報 酬の改定がされていますけれども、この特別養護 老人ホームで個室の場合に、認定5以下の人たち については介護報酬の引き下げ、グループホーム は、さっきも言ったように引き下げをされていま すよね。老健施設でもそうです。そうなってくる と、事業所として介護報酬の引き下げによる事業 を経営していくために、やはりその重度化を進め ていくという方向に走るのではないかと危惧する わけですよね。そうした場合に、今入所されてい る軽度の方、そういう人たちを、事業所の判断に よって入れかえをするということまで考えられる ような状況じゃないかなというふうに思うんです けれども、例えば、この事業所がそういう形で軽 度の方を出し重度の方を入れるという、そこの判 断を個人的に事業所判断でできるかどうか、お尋 ねします。それとも、連合にきちっと報告をし、 そこの許可を得て入れかえをするのかどうか、お 尋ねをします。

〇廣重和也総務課長兼業務課長

介護事業者が利用者を追い出すということはないと考えております。

まず、制度的に申しますと、介護サービス提供 事業者は、正当な理由がなくサービスの提供を拒 んではならないという規定がございます。ここで いう正当な理由というのは他の入居者への暴力、 それや棄損行為であって、経営上の観点や私ども の参酌標準は正当な理由には該当はしません。ま た、事業計画策定委員会におきましても、特別養 護老人ホームや介護老人保健施設の協会長の方が 委員として参加をされております。本広域連合の 考え方も、そこは伝わっているものと思っており ます。

それから、参酌標準を促す通知も事業者に向けて発出はしておりませんので、事業者が独自でそのような方向に走るということは考えておりません

〇佐藤知美議員

そうすると、この数値目標はあるわけですけれども、そこについては自然的な入れかえというんですか、重度者を優先的に入れるんでしょうけれども、そういう自然的な状況に任せると。連合として、この目標値を26年度までに達成するために何らかの措置をするということはあるわけですか。

〇廣重和也総務課長兼業務課長

この重度化については、もう何遍も、先ほども 申しましたように自然体に任せるということで、 こちらのほうからは全然何もしません。

〇佐藤知美議員

そうでしょうね。そうしかできないと思いますよ。必要があるからこそ、軽度者の方でも施設に入っているわけですから。そこを何らかの形で強制的に出すとか、そういうことは当然できないでしょうからね。やはりその家族の構成、生活の状況に応じて入所をしてもらうというのが一番いいというふうに私は思います。それで一応、自然的な減少に任せるということだと確認をしておきます。

それから、第5期事業におけるグループホームの増床がずっとなされていますけれども、そのグループホームの増床について、これ自体は施設としてありますし、否定するものではありませんけれども、この保険給付の分を介護3施設に回すことができないのかどうか――給付費としてですよ、お尋ねします。

〇廣重和也総務課長兼業務課長

議員の言われるとおり、第5期においてはグループホームの増床を45床計画し、第4期と第5期末の事業計画のグループホームに係る給付費を比較しますと、約1億4,700万円の差が出てきます。

この額をそのまま介護3施設の給付費として計上するということは不可能ではございません。保険料額についても、これを動かしたといって給付費総額は変わらないために、保険料に影響が出るということはありません。

〇佐藤知美議員

グループホームを、ずっと県の方針によって増設、新設がなされていますけれども、私は常に言っているように、介護の中心施設としては介護3施設だというふうに位置づけをしています。だから、そういう意味でいけば、グループホームは当然ふえていくでしょうけれども、そこの保険給付費を、その何割かでも介護3施設の給付費のほうに充てていけば、もう少し入所を促すことができるというふうに思います。その点もう一回お尋ねします。

〇廣重和也総務課長兼業務課長

先ほどのグループホームの給付費 1 億4,700万円を3 施設の給付費に回すということを改めて問われましたが、これは仮定の話でありまして、うちの事業計画の中で利用を見込んで仮にしたとしても、上位機関である県のゴールドプランに施設増床の計画が載らないと、これはもうできませんことですので、今の話は仮定の話ということになります。

〇佐藤知美議員

介護保険の連合体ではありますけれども、介護 3施設については県が許可権限を持っているとい うことで、こちらからは計画として上げることは できないという答弁だったと思うんですけれども。

しかし、実態を見てみると、県は確かに3施設の増床はしない、新設はしないという方針を出しています。しかし、この1,498人の待機者が佐賀中部広域連合だけでいることは間違いないわけですよね、実数として。しかも、この計画の中で実態把握されているように、待機者の内訳は在宅が32.7%、病院が31.1%、老健施設は15%。約8割の方々がこの3つ—在宅、病院、老健施設、ここで待機をしているわけですよね。しかも、世帯構成を見てみますと、ひとり暮らしが14.9%、配偶者と2人暮らしが12.3%、合わせて32%。約3

人に1人の方がこういうひとり暮らしか、配偶者と2人暮らしという、そういう状況で待機されているわけですよね。しかも、1年以上待機されている方の状況を見てみますと、家族介護が24%、病院・診療所に入院されている方が27.6%、それ以外の施設に入所中が34.4%。ここでも、家族介護は4人に1人という実態をこの計画の把握の方もつかんでありますし、そういう実態がある中での待機者ですよ。これをどうとらえるかという問題なんですよね。

しかも、この広域計画策定を決めていく中での 策定委員会の資料の中でも、要介護度が低い方は 入所優先度が低く、このため在宅生活が長くなり がちになりますと。また、在宅生活を継続してな さる方もいますので、在宅の方々の老老介護や認 認介護の対応が必要となりますという意見が述べ られていますよね。これ実態ですよね、実態です よ。だから、これをどうとらえるかという問題な んですよね。介護保険料を払いながら、介護サー ビスも受けながら、しかし1年以上待っている方 がいらっしゃる。だから、50%あるから、超えて いるからいいとか、36%だから少ないとか、施設 の問題を私はそういう形でとらえるべきじゃない というふうに思っているんですよ。例えば、ここ にあったように老老介護、認認介護、こういう状 態のところは把握されていますか、お尋ねします。

〇廣重和也総務課長兼業務課長

実態を把握しているかということでございますが、第5期の事業計画を策定する際にそういう調査はしておりますので、今数値的にはここでは覚えておりませんが、実態的には大体の把握はしております。

〇佐藤知美議員

把握をしておいて、それぞれサービスを受けられていると思いますけれども、連合として何らかの措置というのはなされていますか、対応。事実でいいですよ。していれば何らか答弁してもらって、していなければしていないと。

〇廣重和也総務課長兼業務課長

認認介護、老老介護の現実もございますし、実際、介護サービスはその方たちも使いながらの在

宅での生活をなさっていると思います。ケアマネジャーさんのほうですね、それが一番よくつかんでおられると思いますが、在宅の中で老老介護、認認介護という非常に厳しい現実がございますので、3施設の中では重度化70%は自然体になっているというふうに先ほど申しましたが、軽度の方でそういった認知症を持っておられる方も結構いらっしゃいます。

入所判定委員会では、やはり要介護度4以上の 方が優先的に入りますし、また、家族構成等も調 べて、ひとり暮らしで要介護4まではいかないけれども、在宅では無理と言われるようなところは、 それは優先的に入っておられると思います。しか し、そこまでもいかないけれども、軽度の認知が あるというふうな方も実際おられますし、そうい った方はですね、我々としては指定権を持っている 地域密着のサービス、今回はグループホームを 54床増床しておりますので、その中でずっと第4 期も10ユニット分を計画し、増床していますから、 その辺は軽度で認知のある方、家族の方は非常に 切迫しておられますので、その辺は優先的に施策 として対策をしているつもりでございます。

〇佐藤知美議員

前もお話をしたことがあると思うんですけど、 私自身も2年間、母を介護しました。膵臓がんに なって寝たきりになりましたからね。本来ならば、 病院で治療、看病するのが当然ですけれども、う ちのあれがたまたま看護師であったものですから、 在宅で看病、看護していいという医師の許可のも とに、家族3人、うちの連れ合いまで含めて4人 で、24時間対応で2年間見ましたけれども、うち で見れたというのは、うちのおふくろにとっては 大変幸せな状況ではあったと。だから、余命1年 と言われたものが2年になりましたからね。そう いう意味では、我々も十分に介護できたなという ふうに思っています。

うちの連れ合いのお母さんですけれども、これは若年認知症から始まって20年間になります。これはずっと在宅で介護していますけれどもね。しかし、うちの姉のところは財政的にも少し力があるから、在宅でリフトをつけたり、そういうこと

ができるんですよ。しかし、在宅で介護されているこの4人に1人の方々は、財政的な裏づけがなかったら本当大変ですよ、在宅で見るというのは、方ちみたいに看護師がいて、4人で、5人で交人してできればいいんですけれども、たった1人で見ておられる方もいらっしゃいすものは、まさられる方もいらっしゃうでは、まささにであらわすことができないでしょうでね。トレスにであらわすことができないでしょうではストレスが相当たまっているはずなんですよ。だから、そういうというによって連載されましたけれどもね。

だから、待機者として数字を見るんじゃなくて、 そこにはそれぞれの生活があるわけですよね。そ こまで見る必要はないというふうに思われるかもというないなけれども、実際それが介護の実態だとの されませんけれども、実際それが介護の実態だとの だから、今ではあんまりありませんけれども、追いなの事件もあったでしょう。追いおがまれるんですよね、自分自身、介護している方が、 まれるんですよね、自分自身、介護している方が、 がましたよ。看板の字は読んでいました。しいましたよ。看板の字は読んでいました。 といましたよ。看板の字は読んでいました。 し、それが字を読まなくなった。もう字を忘れる んですね、字自体を。言葉すらを忘れるけているがいましなる、言葉が出ないなる、 よ。だから、四肢が動かなくなる、言葉が出ないた なる。もう心臓が動いているだけの、 もちろん食べ 物もすりつぶしての食事ですからね。

だから、そういった実態もあるんだということで、ただ単に待機者を1,400とか数字で見るんではなくて、そこそこの生活があるということを認識していけば、国といえども、このまま放置は数字としてしか見ていない。日本国民の義務を十分に果たしてきた、そういう人たちだというふうに見ていない。そこまで見れば、もっともっと介護3施設に対する考え方は変わるはずだと思うんですよ。また、変わらなければならない。そうしないと、これからは我々も高齢になっていきます。私も若年認知症になるかもしれない。そういったときに、うちで介護できるかと言ったらできませ

んよ。だから、私はそこを言いたいんですよね、 いつも。

だから、もう終わりますけどね、待機者を数字だけで見るんじゃなくて、きちっとした人間生活がそこにあると、介護の実態がそこにあるという認識を持って対応していただきたいというふうに思うんですよ。連合では、3施設について建てるとか、計画を持つとか、それはできないというふうに言われますけれども、いつも言うように、佐賀県にある介護保険の連合体、それぞれありますよね。そこが一つになって県に要請をしなくてはいけませんよ、それぞれが言うんじゃなくて。どこでも待機者はいるはずですから。私は常にそれを言いたいし、それを求めたいというふうに思います。

最後、連合長、県に対する対応、お願いします。 〇秀島敏行広域連合長

いわゆる施設の不足の部分ですね、1,500名近くの皆さんが待機をされていると。中身をとりますと、少し緊急性は落ちる部分もありますが、いずれにしたって、この連合管内でもそれだけお持ちになっていると、そういう実態は十分わきまえています。

ただ、片や財政的な問題、そういったものも 我々は加味していかなければならないと。そうい う意味で、じくじたる思いの部分もございますが、 これは時代、時代によって大きく――大きくと言 うよりも、大きくという言葉を使わせていただき ますが、変化をしてくると。これから先、いい方 向には状況としては望めないと、もっともっと厳 しくなるだろうと。そういう意味で、国の経営負 担等を含めて、やっぱり要望すべきところは要望 したいと、それを私たちとしては団体で要望して いく部分と。それからまた、実態に合わない施設 の状況等については、先ほどから提案があってい ますような県内、少なくとも足並みをそろえて、 今の内容が十分でないと判断すれば、やはり要望 していかなければならないと、そういうふうに思 います。

〇佐藤知美議員

突然、連合長に答弁をお願いしましたけれども、

今連合長が言われたように、施設の拡充も当然ですし、それにまつわってくる給付費の高騰、保険料の高騰というふうに言われますけど、やっぱりそこも考えて政府に、厚生労働省に、その予算措置も含め、施設の拡充も含めて、一体になって要望していくことが必要だというふうに思います。ぜひその立場で頑張っていただきたいというふうに思います。

以上で質問を終わります。

〇松永憲明議員

佐賀市の松永憲明でございます。大分お疲れの ところだと思っておりますけれども、よろしくお 願いいたします。

通告に従いまして、新たな介護サービスについて質問をいたしたいと思います。

高齢者が、可能な限り住みなれた地域でその有する能力に応じた日常生活を営むことができるようにするための取り組みの一つとして、地域密着型サービスの中に、定期巡回・随時対応型訪問介護看護と、もう1つ、複合型サービスが追加をされました。この定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスは、重度者を初めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中、夜間を通じた24時間体制で、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行う地域包括ケアの仕組みを支えるサービスであります。

サービスの提供体制につきましては、1事業者が訪問介護と看護を併設する方式でも、訪問介護事業者と緊密に連携してサービスを提供する方式でもよいとされております。このことにつきましては、介護が必要となっても、その人らしく暮らし続けることができる地域社会の構築を基本理念とする第5期佐賀中部広域連合介護保険事業計画が今年3月に策定をされ、4月よりスタートしているところでございます。

そこでまず、この定期巡回・随時対応型訪問介 護看護サービスの今年度の計画とその進捗状況を 明らかにしてください。

また、このサービスが浸透、発展していく上で の課題はどのようなものがあるか、お尋ねをいた します。

(3)以降につきましては、一問一答についてお 尋ねをすることといたしまして、以上、総括的な 質問といたします。

〇廣重和也総務課長兼業務課長

お答えいたします。

まず、定期巡回・随時対応型訪問介護看護とは どういうサービスか、簡単に御説明を申し上げま す。

サービスの名称のとおり、24時間、日中、夜間を通じて訪問介護と訪問看護が密接に連携をしながら短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行うということになっております。訪問介護と訪問看護の連携については、1つの事業所が一体的に提供する――いわゆる一体型ですね、それと、訪問介護の機能だけを持ち、訪問看護については他の事業所と連携する連携型、この2つの類型とないます。また、オペレーションセンターを設置し、各世帯のケアコール端末などから連絡を受けた場合には、電話による応対応の必要性があるとなっております。随時対応の必要性があることから、日常生活圏域内の利用を想定し、地域密着型サービスの位置づけとなっています。

訪問した場合におけるサービスの内容は、現在の訪問介護の基準によるものですが、短時間の対応が想定されており、また、訪問看護を行う場合には主治医が認めた者に限るということになっています。

さて、佐賀中部広域連合の第5期事業計画におけるこのサービスの見込みですが、利用者を見込むとして各年ごとに90名ずつ増加、それに合わせて、平成24年度から平成26年度まで年間2事業所ずつ設置すると見込んでおります。

進捗についてですが、本年度の開設予定はありません。平成25年度に小城市北部に1カ所の開設が予定されております。なお、施設の整備見込みは居住系以外のサービスは目安となる数であり、決してその数が整備されるべき事業者数というものではありません。

また、このサービスにおける事業所参入の課題、 浸透するまでの課題ですが、幾つかありますので、 順に述べてまいります。

まず、事業所参入の課題として、地方であることを原因とする採算性の悪さがあります。

1つ目は、ヘルパー等の職員数及びその雇用に関するものです。国のモデル案では、運営の安定のためには1事業所当たり45名の利用者、それに合わせて27名の従業員が必要であり、そのうちヘルパーが23名、看護師が2名弱となっており、それだけの職員を雇用することはかなり高いハードルとなっております。また、この数字は人口密集地での数字であり、そうではない佐賀県などでは定期巡回に要する人員のために、より多くの職員が必要になると考えております。

設備投資に対しましても、相当の経費がかかります。オペレーションシステム及びケアコール端末のシステム導入が必要であること。これを、ある民間の企業にお尋ねしたところ、1,200万円程度の経費がかかるというお話でございました。

また、浸透していくまでの課題としては、まず、 平成18年度から創設されました夜間対応型訪問介 護でも同様のことが言われていましたが、介護サ ービス事業所の職員といえども、本人が寝ている 間に夜間に自宅に立ち入ることへの不安感がある と。それから、介護保険サービスであることから、 単に夜間の見守りだけを目的としての利用はでき ないことなどがあります。

〇武藤恭博議長

ここで休憩に入りたいと思います。

これより休憩をいたしますが、本会議は午後2 時57分に予鈴といたします。

午後2時43分 休 憩

平成24年8月7日(火) 午後3時00分 再開

出 席 議 員

1. 平 間 智 治	2.諸泉 定次	3. 松 尾 義 幸
4.野副 芳昭	5. 佐藤 知美	6. 大 隈 正 道
7. 山 下 伸 二	8. 山 田 誠一郎	9. 松 永 幹 哉
10. 松 永 憲 明	11. 原 口 忠 則	12. 川 副 龍之介
13. 野 中 宣 明	14. 亀 井 雄 治	16. 山 下 明 子
17. 黒 田 利 人	18. 武 藤 恭 博	

欠 席 議 員

地方自治法第121条による出席者

広域連合長	秀 島	敏 行	副広域連合長	横尾	俊 彦
副広域連合長	江里口	秀 次	副広域連合長	松本	茂 幸
副広域連合長	江 頭	正 則	副広域連合長	御厨	安 守
監 査 委 員	松尾	隼 雄	会計管理者	陣 内	康之
事務局長	松尾	安 朋	消防局長	手 塚	義 満
消防副局長兼総務課長	石 丸	忠夫	総務課長兼業務課長	廣 重	和 也
認定審査課長兼給付課長	鳥 井	武	消防課長	大 島	豊樹
予 防 課 長	山 領	政 信	通信指令課長	鷲崎	徳春
佐 智 消 防 署 長	野田	公 明			

〇武藤恭博議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

広域連合一般に対する質問を続行いたします。

〇松永憲明議員

先ほど総括質疑に対して御答弁いただきまして ありがとうございました。

その答弁に対してなんですけれども、先ほどこのサービスが浸透、発展をしていく上で、どういった課題があるかというお尋ねをした中で、いろいろ採算性の問題、システム導入の問題等お答えをいただいたわけですけれども、これらの課題に対してどういう解決策を考えられているのか、それをお答えいただきたいと思います。

〇廣重和也総務課長兼業務課長

まず、地方における採算性の悪さとして、職員の雇用問題を上げましたが、この点については国が示す人員基準でも可能な限りの兼務を認めており、また、地方都市で定期巡回の相手先のそれぞれが遠く離れている場合でもサテライト方式の営業所や、また、利用者確保のための核となる施設、例えば、サービスつき高齢者向け住宅との併設により、事業の効率化が図られるものとなっております。

システムの導入につきましては、現在、国の交付金制度が活用できるようになっており、本広域連合の補助金交付制度において、そのメニューを用意しております。現在、国の単価の案は1事業所当たり2,000万円を上限として、その額が定められております。

最後に、高齢者の不安やニーズの違いですが、 介護保険サービスは必ず利用前にケアマネジャー によるケアプランの作成があります。この段階で 適切なサービス誘導及びその説明がありますので、 その上でサービス選択をしていただくものと考え ております。

〇松永憲明議員

ありがとうございました。

それでは、(3)番以降に移りたいと思いますけれども、複合型のサービスを含めて、この新たなサービスを必要としている利用者数の実態についてなんですけれども、この実態をつかまれている

のかどうか、その点お尋ねいたします。

〇廣重和也総務課長兼業務課長

残念ながら直接的な人数はつかんでおりません。 アンケートや簡単な調査ではそのサービスを希望 する人の数をつかむことができるかもしれません が、介護保険制度では社会保障制度でもあり、保 険給付であります。そのサービスを必要とし、受 けることができる方は、その方の世帯状況、ある いは医療状況を勘案し、サービス提供の担当者会 議を踏まえまして、ケアマネジャーによって判断 がなされるものと思います。このため現在、広域 連合管内にないサービスについてケアマネジャー にその検討をお願いし、調査を行うということは 非常に難しいものとなっております。

ただし、複合型サービスにおきましては、既存の居宅サービス及び地域密着型サービスを2種類以上組み合わせて提供されるサービスでありますので、現在、厚生労働省令で認められているものは訪問看護と小規模多機能型居宅介護の組み合わせのものだけであります。現行制度の複合型サービスでは、小規模多機能居宅介護がベースとなりますので、その利用者のうち訪問看護が必要な医療への依存が高い方、この方が複合型の利用者となるというふうに考えております。

〇松永憲明議員

複合型については正確ではないにしろ、幾らかはつかめるような状況だということになると思いますね。しかし、随時訪問については、これはなかなかつかみにくいということなんですけれども、そうなってくると、事業者が参入をしていくという上において、なかなか難しいんじゃないかなという気もするわけです。その点につきましては、もう少しやっぱり改善の余地があるんじゃないかと思うんで、この点についてはもうちょっと検討をいただきたいと思っているところです。これは答弁はようございます。

そうなってきますと、定期巡回の在宅介護において、先ほどは小城の北のほうに25年に1カ所予定をしているということで、当初の計画よりもかなりおくれが出ているというふうに私は見るわけですけれども、そうなってきますと、域内の地域

間格差というのが生じないのかどうか、その点、 ちょっと私、心配するわけですけれども、その点 どういうふうにお考えでしょうか。

〇廣重和也総務課長兼業務課長

現在、本広域連合内では定期巡回というのは小城市北部に設置予定であります。この地域から離れております神埼市や吉野ヶ里町では、このサービスを受けることができない地域となる可能性は大いにあります。

〇松永憲明議員

そういった傾向になっていくと思うわけですね。 しかし、やっぱりこれらの事業をやる以上は中部 広域あまねくどこでもそういったサービスが受け られる、そういう状況をつくり出していくべきだ というふうに思うわけです。

そうすると、それについて対応策というのはど ういうふうに考えられているのか、お答えくださ い。

〇廣重和也総務課長兼業務課長

対応策ですが、確かにこの定期巡回サービスを 受けることができない地域というのが出てくるこ とは想像できます。しかし、定期巡回サービスの 利用者となる可能性が高い訪問介護サービスにお ける深夜帯の利用者、ことしの5月の利用実績で 19名というふうになっております。また、広域連 合の圏域内にその対応事業所というのは60カ所ご ざいます。さらに本広域連合においては施設の充 足率も高いために、24時間の介護が必要な方につ いては既に施設に入所している可能性というのも 高いものと考えております。介護保険サービスに つきましては、多数の種類があり、複数の組み合 わせによりまして、高齢者の生活を支援するもの となっておりますので、訪問介護の深夜対応を初 め、施設サービスやショートステイ、それから、 小規模多機能ホーム、そういったものが本広域連 合内には数多く整備されておりますので、早期の 対応が必要な方については定期巡回サービス以外 での対応ができるものと考えております。

〇松永憲明議員

そうすると、幾らかはほかのサービスで対応が 可能であるということであるわけですけれども、 もう1つ心配な点が、負担能力によって高齢者が このサービスを受けることについて限定されるお それはないのかどうか、その点についてお尋ねい たします。

〇廣重和也総務課長兼業務課長

まず、高額所得者だけが利用できるサービスというのは保険給付では想定はされておりません。 ある程度の応益負担というのは確かにございます。 一定以上の負担になりますと、高額介護などの給 付や施設サービスについては補足給付というもの があり、また、社会福祉法人の軽減、それから、 境界層の措置というのもございます。

この定期巡回サービスは包括型の月額の定額払いと、定額の支払いというふうになっておりますので、それを超えて支払うというのはありません。また、週1回程度の訪問介護サービスの利用者の方については、この定期巡回サービスに切りかえたら高額になりますが、切りかえずにそのまま週1回程度の従来の訪問介護サービスを継続すれば、そのままの金額で利用できるということで、必ずしも定期巡回に切りかえる必要はございません。想定されるところは、要介護3以上というのが主に想定される対象者であります。

〇松永憲明議員

そうなってくると、なかなかこの24時間サービ スが広がっていくというのがちょっと厳しいかな というような気もするわけですね。ですから、定 期巡回随時対応サービスが有料サービスつきの高 齢者向け住宅を展開する大手の事業者に有利なサ ービスであるということは、これはもう当初から 考えられておったことだろうと思いますけれども、 こういったことから大手事業者の事業展開に注目 が集まるというのは当然だろうと思うわけです。 しかしながら、定期巡回随時対応サービスが、こ れ有料サービスつきの高齢者向け住宅以外で広が らなければ、その負担能力がある高齢者に限定さ れたものに変質していくということになってしま うと思います。負担能力が乏しく、そして、老老 介護等、介護力が低く、生活援助も必要な在宅の 高齢者が利用できる制度にしていかなければなら ないというふうに思うわけです。また、第5期で

保険料が上がっても、在宅サービスも、施設サービスも利用選択できないない。今後も家族介護に依拠していくほかはないということになると思した。厚労省が言うように、地域包括ケアの世祖みを支えるための基礎的なサービスで全くの地域で利用できないのであれば、全国一律の介護いで利用できないのであれば、全国一律の介護いであると言かであると言かが中心となって制度設計するを得ないわけでよると自体に問題があると言わばるを石とも言われてきましたけれども、24時間介護サービス等のしてきましたけれども、24時間介護や一ビス等かれてきましたけれども、24時間介護にあるというに言ってもいわけでございます。

そういった点、今後とも必要に応じて厚労省、 いろんな方面に申し入れをしていただいて、より よいサービスが提供できるように、今後ともお願 いを申し上げまして、私の一般質問を終わります。

〇松尾義幸議員

小城市の松尾です。2問質問いたします。

1問目は、入所待機者と特別養護老人ホームの 増床について、具体的に5点質問いたします。

1点目は、介護・広域常任委員会では7月24日に島根県松江市を研修視察を行いました。研修視察の前に松江市がどういう施策を行っているだろうかと思い、松浦正敬市長の平成24年度市政方針を見たところ、高齢者が安心して生き生き暮らせるところで、入所待機者の多い特別養護老人ホームは新年度から3年間で230床の整備を計画しています。地域のバランスを考え、市の遊休資産もと、要望をいただいている島根町の野波中学校跡地の整備を進めてまいりますとありました。松江市が第5期介護保険事業計画で230床の整備をしていくということにあるわけですけれども、これについてどう考えられますか。

2点目は、松江市の研修視察から帰ってから、 島根県の第5期介護保険事業計画を調べてみましたら、老人福祉計画とあわせて平成24年3月に策 定されているわけですけれども、第6章の介護保 険対象サービスの基盤整備の推進の中で、介護サ ービス量等の推計に当たっての取りまとめ方針を 掲載し、その中で介護保険施設等の目標設定では、 居宅サービスのバランスについても十分考慮し、 介護老人福祉施設の目標量の設定に当たっては、 入所申込者の状況調査結果を参考に、待機者の現 状把握を的確に行うこととあり、平成23年度まで の実績の介護老人福祉施設は4,886床でしたが、 5期の計画では平成26年度目標で5,287床と、401 床の増床を掲げています。これについてどう考え られますか。

3点目は、一方、当佐賀中部広域連合の第5期介護保険事業計画ですけれども、先ほど佐藤議員からも質問が行われておりました。介護老人福祉施設の見込み数は、平成23年度は1,215人から平成26年度計画では1,203人、減少しています。そういう状況です。なぜこうなっているのかについてです。

4点目は、佐賀県の計画を見てみますと、第5期さがゴールドプラン21で高齢者保健福祉計画と介護保険事業支援計画が平成24年3月に策定をされておりますが、介護老人福祉施設の見込み者数は、全県で平成23年度3,403床から平成26年度の目標は3,427床と、ショートステイの定床化でわずかにふえているわけですけれども、これをどうとらえたらいいか。

5点目ですけれども、県内7つの保険者の中で 県庁所在地に位置する佐賀中部広域連合の長とし て、県に対して待機者の状況把握、そして、特別 養護老人ホームの増床を求めるべきではないです か。

次に、2問目を行います。

7月25日に研修視察をいたしました岡山県津山市の「めざせ元気!! こけないからだ講座」は、平成17年度、2カ所で実施をされたのが始まりで、参加者は30人でしたが、この講座を実施している組織が自主的に活動を継続できるように、体操に必要なおもりバンドや冊子、音楽CDを貸し出しするなどの物的支援とともに、介護予防インストラクターの派遣など人的支援を行い、平成24年度では172カ所に広がり、参加者も津山市の65歳以上の高齢者の7人に1人に当たる約3,700人が参

加をするまでになっています。佐賀中部広域連合 としても、こういう講座の広がりについて学ぶべ きではないかというふうに思います。

佐賀市の桂寿苑ケアハウスはがくれの郷や吉野ヶ里町社協が取り組んでおりますふまねっと運動は、2004年、北海道教育大学釧路校の身体スポーツ文化研究室が開発したもので、50センチ四方の升目が3列並ぶ大きな網を床に敷き、この網を踏まないようにゆっくりと慎重に歩くものです。具体的に次の2点質問いたします。

1点目は、津山市の講座の状況とおもりバンドを使って歌を歌いながら第1の体操から第7の体操まで行っているわけですけど、これについてです。

2点目は、ケアハウスはがくれの郷における介護予防運動ふまねっと運動により、筋肉トレーニングとは違って、バランスなど中枢神経機能や認知機能の働きを高める狙いについて。

以上、総括質問とし、あとは一問一答形式で質問させていただきます。

〇廣重和也総務課長兼業務課長

松尾議員の御質問にお答えいたします。

さきの佐藤議員でも答弁しておりました内容と若干重複いたしますので、簡便に申し上げますと、佐賀県が全国でも施設整備率は非常に高く、その率が50%で全国1位であり、松江市が属する島根県は38%、相当の差があります。また、高齢化率で見ても、全国平均値23.4%、佐賀中部が23.5%という数値に比べて、松江市は24.2%と高くなっております。

このような施設整備率の違い、高齢化率の違い から、島根県は施設整備を行う必要があるものと 判断されているようであります。これに比べ、佐 賀県の施設整備率が高いこと、また、高齢化率が 全国平均程度であることから、佐賀県では介護3 施設に係る施設整備を計画しないものとしており ます。

次に、島根県のほうになりますが、佐賀中部広域連合におきまして施設申込者が約1,500名おられます。その数が多いものであるということは私ども広域連合においても認識をしており、このこ

とについては松江市と同様に、第5期事業計画に 反映をしております。しかし、直接の解決策であ る介護保険3施設の新設はないものとし、佐賀県 は第5期ゴールドプランを策定しております。こ のため島根県とは違い、施設の申込者対策として、 介護保険3施設の新設はありません。ただし、佐 賀中部広域連合管内では特別養護老人ホームにつ いては半年で約150名が退所することから、入所 が必要な方は半年から1年の入所は可能となって いると考えております。島根県の状況はわかりま せんが、施設の整備率が佐賀県よりかなり低いこ とから、入所までの期間が相当長いことは想像で きます。しかし、佐賀中部広域連合において施設 申込者が多数いる現実は否めません。このため施 設申込者のうち入所期間が比較的長くかかるよう な軽度の方、かつ特に認知症を有している方につ いて、このような高齢者に対して最大限にできる ことを考えまして、第4期においてグループホー ムの増床を図り、また、第5期においても増設の 計画を策定しております。

認知症対策につきましては重要な事項でもあり、 給付費の増加があるとしても認知症を有する方々 への何らかの対策を取り組むべきだと考えており ます。この状況を踏まえまして、第5期において は5ユニット45床の増床を計画し、第4期からの 持ち越しを合わせまして6ユニット54床の増床を 計画しております。

次に、3つ目の佐賀中部広域連合の介護老人福祉施設は減少しているのではというような内容のことだったと思いますが、議員のお尋ねの介護老人福祉施設の利用者ですが、確かに佐賀中部広域連合の第5期事業計画における利用者見込みでは、平成23年度に1,215名、平成24年度1,216名、平成25年度1,244名、平成26年度1,203名と、平成25年度から平成26年度にかけて減少をしているように見えます。これには制度上の区分がありまして、厳密に言うと、特別養護老人ホームと介護老人福祉施設の区分が違うことによるものであります。

特別養護老人ホームは老人福祉法の規定による 呼び名、介護保険法による介護老人福祉施設と地 域密着型介護老人福祉施設の両方を合わせたもの

となっております。介護老人福祉施設は定員が30 名以上の施設であり、かつ広域的に利用できる施 設を指し、地域密着型介護老人福祉施設は定員が 29名以下のその地域の方だけが利用できる施設と いうふうになっております。平成23年9月に制度 変更による省令改正が行われまして、介護老人福 祉施設の一部が建物は同一のまま地域密着型介護 老人福祉施設に種別の変更がされることとなりま した。平成26年度からこれに該当する施設が本広 域連合圏域内にあり、その数が40床あるため、平 成25年度から平成26年度にかけて介護老人福祉施 設の利用者見込みが減少をしております。その同 数が地域密着型介護老人福祉施設の利用者見込み において増加をしております。こういうわけで特 別養護老人ホーム全体の定員は変更はないものと なっております。

また、佐賀県の施策により、介護老人福祉施設 の新設、増床はないものとされている中で、特別 養護老人ホームの同一建物内にあるショートステ イの一部が特別養護老人ホームに切りかわるとい うものがあります。これについては既存の特別養 護老人ホームの施設の一部であり、併設されたシ ョートステイだけが佐賀県が特例で特別養護老人 ホームに切りかえを容認するものであります。併 設のショートステイは施設申し込みの一部の待機 用などに使われているものなどもありまして、本 来のショートステイの機能が減少しますので、そ ういった動向を見ながら、佐賀県が1施設当たり 数床ずつ変更することを想定しているものであり ます。現在、その切りかえに係る運用、手続等の 具体的な話は県が検討中でございますので、その 詳細をここでお伝えすることはできません。佐賀 中部広域連合における転換床数を28床として、佐 賀中部広域連合管内の22カ所(54ページで訂正) の特別養護老人ホームで実施するということにな っておりますが、現在のところ、その名乗りを上 げている施設というのはないようです。この転換 が平成25年度に行われるものとして佐賀県がゴー ルドプランに掲げていますので、本広域連合にお ける事業計画の利用者見込み数もここでは増加を しております。

それから、第5期さがゴールドプラン21では、 介護老人福祉施設の見込み者数は、全県で平成23 年3,403人から平成26年3,427人とショートステイ の定床化ではわずかにふえている。施設の数値の 推移はということでございますが、佐賀県におき ましても同様の増減があっております。介護老人 福祉施設から地域密着型介護老人福祉施設の切り かえということで72床の減、ショートステイの定 床化により76床の増となっております。このため 介護老人福祉施設の利用者見込み数が3,403人か ら3,427人への微増ということでなっております。

次に、県に対しての増床を求めるべきではないかということでありますが、介護サービスが必要な方のうち、介護保険3施設に入所し、サービスを受けることが必要な方、すなわち要介護度が高く、かつ認知症があるような方は半年から1年で入所されております。

また、待機者の実態につきましては、全国調査が行われており、その中で在宅申込者のうち、施設の申し込み理由として、自宅での生活は可能だが、将来に対する不安を感じると、このため申し込んだ人が約45%、また、申し込みをしている特別養護老人ホームからすぐ入所できるという連絡が来た場合に、入らない方が約42%となっております。このことから申込者のうち約6割弱のの方が単なる予約ではなく、本人が入所を必要だとまた、介護保険が保険給付であることから、また付であることが望ましいと判断している方は約43%となっております。

本広域連合の施設の申込者約1,500名おられる うち、現在、施設等に入所していない在宅の方は 約500名ほどいらっしゃいます。国の調査の割合 でいきますと、在宅の方でかつケアマネジャーが 入所が必要だと判断する方は約220名となります が、本広域連合では半年間に退所者が150名程度 いらっしゃいますので、1年以内に入所が可能な 数字というふうになります。ただし、この調査は 全国一律に行っており、まず、佐賀中部広域連合 の高齢化率が全国平均値と大差がないということ、 しかし、佐賀中部広域連合の施設整備率が国より 高く、入所できる方の割合が高いことから、佐賀 中部広域連合における介護保険給付として施設入 所が必要な方の実数は220名より低目になるので はないかと考えております。

しかし、入所が緊急に必要な方もおられますので、佐賀県においてはショートステイの定床化をゴールドプランへの組み込みを行っているようであります。また、仮に特別養護老人ホームを増床した場合には、100床増床いたしますと、補足給付まで加味した給付費は約3億8,000万円ほど増加をいたします。その給付費の財政を支えます第1号被保険者の保険料は月額約80円上がることになります。これを保険料に影響が出ないようにするためには、介護保険事業計画1期当たり、広域連合の持ち出し額約2億5,000万円となります。保険財政の安定性、継続性を考えながら検討すべき事項だと考えております。

〇鳥井 武認定審査課長兼給付課長

では、続きまして、介護予防事業に関する質問 にお答えしたいと思います。

議員が例示されました岡山県津山市の「めざせ元気!! こけないからだ講座」は、各町内会の公会堂を単位として講座を実施する組織を育成し、地域の高齢者が自主的に介護予防に取り組むことを支援する事業であるとお聞きしております。

本広域連合といたしましても、介護予防の観点から効果があるプログラムを提供するために教室等を実施することも必要ですが、むしろ自宅や地域といった日常生活の場面で介護予防に向けた取り組みが自主的に実施され、それが継続されるる構成市町が実施しています介護予防教室ではる各構成市町が実施しています介護予防教室ではきると構成の習慣化を図るために、家庭できるではきるとでは多年のでの運動が継続できるよう、参加者同士の交流を図っております。継続的な取り組みが実践できるように支援を行っております。

また、佐賀市では二次予防事業としまして、元

気アップ教室を実施しておられますけれども、平成24年度からの新たな取り組みといたしまして、団地、公民館等での元気アップ教室を市内2カ所の団地集会場で現在実施されておられます。9月からはさらに1カ所の自治公民館で教室を開催する予定であります。

この教室は介護予防の推進を図るとともに、団地等で暮らす高齢者の問題とされます入居者の急速な高齢化、地域からの孤立、閉じこもりなどの対応策でもあります。通常の元気アップ教室との違いは、参加者が気軽に歩いて通える場所である団地集会場や自治公民館等を活用した教室の開催であることや、地域の生活介護支援サポーターに協力員として教室に参加していただくことです。また、教室終了後は協力員が自主組織化と継続的な取り組みの支援を行うこととなります。そしての介護予防の拠点づくりを目指していこうという点では、津山の「めざせ元気!! こけないからだ講座」と同様の取り組みであると考えております。

各構成市町はそれぞれの地域の実情や特性など 異なる面もありますけれども、介護予防事業にお きます新たな取り組みや効果的な事業のやり方な ど情報の共有化等を図りながら、本広域連合の介 護予防事業の推進を図っていきたいと考えており ます。

次に、ふまねっと運動についてお答えしたいと 思います。

議員が紹介されましたように、ふまねっと運動は北海道教育大学釧路校で研究開発を行われている運動で、高齢者の歩行機能を改善するだけではなく、認知症を予防する効果が期待できる新しい運動プログラムであるとされております。議員御紹介いただきましたように、運動の内容とした場合としたように、運動の内容とは網を味に敷きまして、この網を踏まないようにゆっくり歩くというような運動でございます。升目を利用しましたステップがたくさん用意されておりましたステップを間違えないように学習しながら、歩行のバランスを改善するもので、認知機能の向上も目的としたプログラムとされております。

さて、本広域連合では二次予防事業として、すべての構成市町で運動器の機能向上を目的とした教室を実施いたしております。それぞれの教室は専門のスタッフを有する事業所等に委託して実施しており、そこで実施される運動プログラムはボール、タオル、ゴムバンドなどを使用しました運動や水中歩行など、その地域の実情等に応じた効果的な運動が取り入れられておいき健康クラブを吉野ヶ里町では運動器会に委託して実施されます。そして、このいきは農クラブをおられます。そして、このいきはき健康クラブでは今年度からプログラムの一環としまして、おものと運動を取り入れられておられます。

このように本広域連合におきましても、吉野ヶ 里町ではふまねっと運動を取り入れておられます が、さきに申し上げましたとおり、それぞれの構 成市町で専門のスタッフのもと、効果的な運動プ ログラムを実施しておりますので、今後も各構成 市町間で運動プログラムの実施状況等の情報を共 有しながら、二次予防事業を実施していきたいと 考えております。

以上でございます。

〇松尾義幸議員

ただいま総括に対して2問答弁をいただきました。1問目の一問一答を始めたいと思います。佐藤議員の質問ともダブる点がありますので、できるだけダブるところは避けていきたいというふうに思います。

確認ですけれども、ショートステイの定床化のところで、中部広域連合は28床考えていると、それから、22カ所のところで検証したところ、まだ名乗りを上げているところはないということでしたけれども、22というのは包括支援センター「おたっしゃ本舗」のことでしょうか。 質疑します。

〇廣重和也総務課長兼業務課長

佐賀県が行う定床化の中で本広域連合の管内では転換床数が28床というふうに申しました。それで、その28床が管内の22カ所の特別養護老人ホームというふうに確かに申しましたが、済みません、

誤りでございました。管内の特別養護老人ホーム は20カ所です。20カ所に訂正をお願いいたします。

〇松尾義幸議員

はい、わかりました。私の第5期介護保険事業 計画の資料では施設数が20カ所というふうにあっ たもんで、今のような質問になったわけです。

そうしますと、先ほど待機者が約1,500人と、 佐藤議員の質問では具体的に1,438人ということ でやりとりがあっていたというふうに思います。 島根県の松江市では第5期計画の中で介護保険施 設等の待機者の対策というのを掲げておりまして、 特別養護老人ホームの入所申込者が約1,300人、 中部広域連合と200人ほど違いますけれども、ほ ぼ同じような数ですね。重度な要介護者など特に 緊急性の高い方を2割弱の約230人と推定し、そ の解消を図りますとしておりますけれども、先ほ どの答弁によりますと、佐賀中部広域連合管内で は半年間で150人の方が退所ということですけれ ども、亡くなって退所するという意味でしょうか。

それから、松江市では2割弱の人を推計しているわけですけれども、例えば中部広域連合管内で2割弱というふうにした場合、約300人というふうになっていくわけですけれども、その点について質疑します。

〇廣重和也総務課長兼業務課長

150人の退所というのはおおむね死亡退所がほとんどでありますが、入院されている方も中にはおられます。一応3カ月間は特老の場合はそのまま在籍はできますが、それ以上にわたる長期の入院になる場合は、一旦ここで契約は切れることになりますので、死亡と入院というふうに考えてもらって結構かと思います。

〇松尾義幸議員

先ほど私が申し上げました松江市の場合ですね、 待機者の約2割が緊急性を要するというふうに松 江市では介護保険事業計画に書いているわけです けれども、中部広域連合、それを数字に直します と、300人というふうになるわけですけれども、 そういう点どうでしょうかと聞いておりますので、 それにもお答えください。

〇廣重和也総務課長兼業務課長

失礼いたしました。半年から1年にかけて待機者の方1,500名程度の方のうち緊急を有する方については、約半年から1年にかけて入所ができております。それで、松江に当てはめたら300人ということになりますが、うちのほうが年間大体150名ぐらいが死亡、あるいは病院のほうで入院ということで退所されますので、その分、待機者のうち約300人については半年から1年以内には入所できていると思っております。

〇松尾義幸議員

今、半年から1年たったら300人、要するに2割は入所できているというふうに答弁をいただきましたけれども、佐賀中部広域連合管内には20の介護老人福祉施設、つまり特別養護老人ホームがあるわけですけれども、実態として、半年か、1年でその待機者の重度であろう、緊急性を要するであろう人たちが解消しているというふうに判断をしての答弁なのかどうかですね。私は実態はそうはなっていないんじゃないかというふうに思うわけですけれども、その点どうですか。

〇廣重和也総務課長兼業務課長

広域連合の施設申込者が約1,500名というふう に答弁をしております。その中で国の調査を実施 したということで、国の調査の割合でいきますと、 在宅の方で、かつケアマネジャーの方が、これは もう入所が必要だと判断する方は大体220名ほど いらっしゃいます。広域連合のほうでは半年間に 退所者が150名程度いらっしゃいますので、1年 以内にはそういう方は入所が可能な数字だという ふうに考えております。

〇松尾義幸議員

佐藤議員も自分の体験の実態から先ほど言われておりました。それから、私も認知症について、特に若年性認知症の方は、きょうはデイサービスに行く日というのが認識がないわけですよ。だから、前日に言っておけば、きょうはデイサービスというのはかなり頭に残っているようですけれども、前日に会えていない場合は、もう自分で朝から出かけてしまっているという状況があるわけです。私もけさ、そういう若年認知症の方、知り合いがおりまして、火曜日、デイサービスの日なん

です。私は昨日会えなかったんで、けさ、車を運転するわけですよ、これはもうやめたがいいと言っているわけですけれども、やはりその車を取り上げたら、いわゆる本人の行くところがないといいますか、そういうこともあってですね、私はカーブミラーのところに、きょうはデイサービスですよということで9時に迎えが来るわけですけど、9時までいますと、私、議会運営委員会に間に合いませんので、7時半ごろ行って帰ってきましたけれども、それを見て、きょう行ったかどうかですね、迎えが来たときにいたかどうか。そういうのが若年でも認知症ひどいわけです。

そうした点等をあわせて、佐藤議員が言われたように、実態としては大変な状況が私は進行しているんじゃないかというふうに思います。 廣重課長は半年、1年で解消するというふうな答弁ですけれども、そこで、連合長に質問します。

既に私は質疑の通告を出しておりましたので、 佐藤議員とダブる点も大いにあるわけですけれど も、県庁所在地を抱える連合の長として、佐賀県 に対して待機者の状況等を踏まえて、やはりこの 特別養護老人ホームの増床について物を言うべき じゃないかというふうに思います。その点につい て質疑をいたします。もちろん財政のことも先ほ ど説明いただいたというのを十分承知をして質問 しております。

〇秀島敏行広域連合長

先ほどの佐藤議員へお答えした部分と重複する部分あるかもわかりませんが、私もいろいろ聞く部分、あるいは見たりする部分で、施設に入りたいと、あるいは家族の人が入らせたいというので、なかなかあかないとで、もっとふやしてくださいというような声のほうが強く入ってまいります。そういう意味からすると、急がなければならないかなというふうなことでございますが、県の数値ですね、あるいは先ほど課長が説明をしましたような数値を見ますと、半年程度待っていただくと、何とか希望がかなえられる状況下、今の段階ですね、そういうようなところかというようなことで、ここが1カ月以内にぐらいにもうすぐ入れるような状況で、いわゆるある程度のあき

があるような状況であればいいわけでございますが、そこまでは行っていないけれども、半年乃至 1年の間には希望をかなえると、そういうところ までは今、そういう状況下ということですね。あ る意味で安堵の部分もあるわけでございます。

ただ、先ほど佐藤議員の御質問のときもお答え しましたように、こういう状態、いつまでもこう いう状態ではないと思います。これが好転してく れればいいわけでございますが、団塊の世代等を 考えますと、かなり厳しく考えておかなければな らないんじゃないかなと。そういう意味からする と、これから先、そういったものの不安を解消す るために、介護3施設だけでいいのかというのも 問題になってきます。ほかの一般行政の福祉関係 とあわせたような部分でも解消していく必要があ るんではなかろうかとも思いますし、また、財政 的なものも心配になってきますが、いずれにした って、そういう対象者がふえて、そして、一刻も 早く事態を解消しなければならないというような 事態、来るかもわかりませんが、そういったもの をある程度予測をしながら、県とは十分そういっ た意味では物を申していくと、あるいは国の制度 の改善等にも注意を払っていくと、そういうこと をしていかなければならないと思います。今はあ くまでも今の時点でありまして、これから二、三 年先、どういう状態になるのかもわからないとい うことですので、そういうときにはそういうとき に応じた対応をする必要がある。そういう意味か らしますと、先ほど松尾議員が言われますような ことを十分念頭に置いて、実態を把握していかな ければならないと思います。

〇松尾義幸議員

時間の関係もありますので、2問目の一問一答 に入りたいと思います。

私、岡山県の津山市の「めざせ元気!! こけないからだ講座」について申し上げたわけですけど、介護・広域常任委員会で視察をした者はわかるわけですけれども、実際どういうことをやっているかということなんですけれども、椅子に座って、手におもりのバンドをつけて、それを上げ下げすると、そういう運動から始まるわけです。あるい

は前かがみになってするとかですね。そこで、こ の講座の55.4%の方が75歳以上の後期高齢者だと。 講座参加者の85%以上に下肢筋力の向上や歩行ス ピードの改善が認められ、体調や生活によい変化 を感じているというのがありました。いただいた 資料の中に平成23年2月1日付の国保新聞がある わけですけれども、岡山県の津山市でやっている のは、まず、地域で説明会を開いて、どうぞ皆さ んで考えてくださいと投げるわけですね。そして、 自分たちで考えるというわけですけれども、その ときにこういうことをやっているそうです。ビデ オの映像を持っていって放映するところから始ま るわけですけれども、画面にはパイプ椅子に座る 1人の高齢者の女性が座っている。誰とわかる、 知っている人はですね。やっとの思いで立ち上が ることができて、膝が弱く、つえをつき、時折よ ろめきながら、スローモーションのように一歩ず つ進むと。こういうシーンがあった後、数秒後に、 今度は画面は初めと同じ椅子に座っている構図で、 今度はすたすたと早歩きしたかと思うと、折り返 しのターンも楽々数秒で席に戻ったと。よく見れ ば、手にはつえはなく、本当に同一人物かという 思いが、わあ一っというような声で集約されると。 そういうのを3カ月で、これまでこの人は実在人 物で、なりましたよというのを見せているわけで すね。そういうことによって、ああ、これはやっ ぱり自分たちでもやってみようかというふうなこ とから、私はこの国保新聞を読みまして、きっか けになったんではないかというふうに思います。

既に先ほどの答弁によりますと、佐賀市では二次予防事業として、既に2カ所で実施をされ、9月から1カ所で実施をするということになっている元気アップ教室ですね。やっぱりその地域で気軽に参加できる、そして、お互いに顔を知っていると。一々迎えにいかなくていいと、そういうものがこの津山市でも功を奏しているんではなかろうかというふうに私は思うわけです。地域がかなり多いわけですけれども、約半分ぐらいの地域で最初に174カ所といいますかね、行われているというのは相当広がっているなということを思うわけですけれども、佐賀市でもやはり本当に変わっ

ていると、そういう実証とか、あるいはいわゆる 効果ですね、そういうものを、あるいは吉野ヶ里 町に委託して、既にふまねっと運動をやっている ということですから、検証ですね、津山市では事 業効果プロジェクトチームというのをつくりまし て、講座の評価と効果を検証しているということ ですけれども、そういう検証についてはこれから どうされていくか、質疑いたします。

〇鳥井 武認定審査課長兼給付課長

事業効果の検証につきましてお答えをしたいと 思います。

各構成市町のほうでは、運動器の機能向上に係るプログラムを実施しまして、参加者の個人評価を中心とした事業評価を実施されておられます。ただし、これまでの事業評価につきましてはおりませんでした。各構成市町によって評価項目は違うというような状況でした。そこで、平成24年度、今年度から開眼片足立ちとか、Timed Up & Goとか、5メートル最大歩行など、国が示しております介護予防マニュアルの評価指標に基づいた評価項目というのを管内統一を行いました。このプロとによりまして、構成市町が行います各運動プログラムの比較ができるというふうに思っております。それによって、本広域連合全体の評価になるだろうというふうに考えています。

今後、効果的な介護予防事業の実施について各 構成市町とその事業効果の検証を行ってまいりた いというふうに考えております。

以上でございます。

〇松尾義幸議員

わかりました。ぜひ検証等をしていただきたいというふうに思います。

ふまねっと運動のことですけれども、桂寿苑のはがくれの郷に出かけていきまして、インストラクターをされている多良弘典さんにお話をいろいる聞きました。多良さんは吉野ヶ里町の出身だそうですので、そういう影響もあっているのかなというふうに私なりに思ったんですけれども、多良さんが言うには、このふまねっと運動をしてやっぱり自分が感じるのは、認知症の方はかなり季節

感がないというか、今、暑いときは暑いと思われると思いますけどね、夏なのか、あるいは、極端に言うたら、冬なのかわからないと。だから、このふまねっと運動をするときに、夏であれば、海とか、そういう歌を歌いながらプログラムを進めていると。これは津山市でも一緒ですよね。歌を歌いながら、あるいは春であれば、春にふさわしい歌をということで、季節感を感じてもらうというか、そういうことを考えているということで、既にプログラムを具体的につくっているというふうに言われておりました。

あるいは佐賀市で行われている地域での、団地ですね、そこでは顔見知りの方が参加すると思うんですよ。だから、ケアハウスでも、あら、きょうはあの人は来ていないと、何でやろうかと、呼びにいこうと言うて参加してもらうと。そして、日ごろふまねっと運動がないときにも、あの人はちょっと調子が悪かったもんねということで気にかけてやるといいますか、お互いに気がかりになると。そういう点が功を奏して、引きこもり防止にもなっているんじゃないかということを言われておりました。

私もすぐ効果を求めるわけですけれども、それ じゃいかんと思いますが、聞いてきたデータでは、 先ほど課長のほうから答弁をされました、Timed Up & Go、このテストをしてあります。そうし ますと、例えば、80歳の男性ですと、開始前が 23.79秒であった人が11.76秒に下がっているわけ です。これは約13秒が標準というふうになってい るらしいですけれども、Timed Up & Go のこと を簡単にいいますと、3メートルを往復歩行して、 13.5秒と。80歳では11秒を超えるというふうにあ るわけですけれども、70歳では平均が9秒とかと いうふうにありますが、20秒から29秒で歩けば、 注意が必要と。こういうTimed Up & Go の数値 が今申し上げましたように相当改善している。こ れはいいほうの方を紹介したわけですけれども、 まだこの平均値までなっていないという人もおり ます。80代の女性は開始時に20.26秒で Timed Up & Go を歩いていた人が3カ月後20.16秒と いうことで、ほとんど改善していないというか、

そういう人も中にはおるわけですよ。だから、やっぱりこれを検証しながら、引きこもりにならないとか、あるいは認知症が季節感を感じるとか、そういうものもあわせて検証の場合でも私は必要ではないかというふうに思っているわけですけれども、さらに広がるためにそういうこともあわせて考えてあるかどうか、質疑いたします。

〇鳥井 武認定審査課長兼給付課長

今、議員申されたように、やはり検証をするこ とによって、運動機能の向上というのが目に見え てくるということによって、また、参加者の方が もう少し頑張ろうと、自主的に頑張ろう、自分な りにこういうところを目指そうというような取り 組みをしていただけるんじゃないかなというふう にも思います。それと、先ほど言われたように、 今回、佐賀市でいいますと、そういう近隣の団地 を使って元気アップ教室については市営の常磐団 地ですとか、県営の高木瀬団地、9月から始まり ますのが城西公民館ということで、歩いていける 距離での元気アップ教室を開催されるわけですけ れども、それも、先ほど言われたように、呼びか けですとか、引きこもりの方とかの気づきですと か、やはりそういう細かい点について検証が確か にできるだろうと思いますので、具体的にそうい う検証ができるというのは非常に大切なことだろ うと思いますので、これも一つの、今後、24年度 初めてうちのほうも統一的な検証を行うようにし ていますので、そういうのをもとに今後、構成市 町のほうとのよりよい介護予防事業について取り 組んでまいりたいというふうに思います。

以上です。

〇松尾義幸議員

最後になります。この津山市の「めざせ元気!! こけないからだ講座」は、どっちかというと、筋肉トレーニング、筋トレと思うわけですよ。そうしますと、筋トレは最低必要量は1万歩と、私どもも1万歩歩かんばいかんばい、失礼しました、方言丸出しでしたけれども、歩かんといかんというふうに思っているわけですけど、なかなかそうならないわけですね。こういう議会とか、会議が続きますと。しかし、ふまねっと運動の場合は1

歩でいいと。いわゆるバランス感覚ですね。飛ぶ わけじゃないですね。踏まないように歩くわけで すけど。それから、動機づけですね。津山市の場 合はやっぱり重いバンドの重量を上げていくとか という意欲を高める動機づけが必要なわけです。 しかし、ふまねっと運動は楽しいため、自発的に 参加すると。間違っていいと、踏んでいいと、バ ランス感覚ですから。そういうことを多良さんは 言われておりましたので、なるほどだなというふ うに思いながら中部広域連合でも、北海道が中心 に行われているようですけれども、さらにこれに 限らず、元気アップ教室も既に佐賀市でも行われ ておりますし、吉野ヶ里町でも中部広域連合が社 協に委託をして、ふまねっと運動をお願いしてい ると。そういうものをさらに広げながら介護の予 防につなげていただけたらということを申し上げ て質問を終わらせていただきます。ありがとうご ざいました。

〇武藤恭博議長

以上で通告による質問は終わりました。これを もって広域連合一般に対する質問は終結いたしま す。

◎ 議案の委員会付託

〇武藤恭博議長

これより議案の委員会付託を行います。

第11号から第18号議案、以上の諸議案はお手元 に配付いたしております委員会付託区分表のとお り、それぞれ所管の常任委員会へ付託いたします。

委員会付託区分表

○介護・広域委員会

第11号議案 平成23年度佐賀中部広域連合一般 会計歳入歳出決算

第12号議案 平成23年度佐賀中部広域連合介護 保険特別会計歳入歳出決算

第14号議案 平成24年度佐賀中部広域連合一般 会計補正予算(第1号)

第15号議案 平成24年度佐賀中部広域連合介護 保険特別会計補正予算(第1号)

○消防委員会

第13号議案 平成23年度佐賀中部広域連合消防

特別会計歳入歳出決算

第16号議案 平成24年度佐賀中部広域連合消防

特別会計補正予算(第1号)

第17号議案 佐賀中部広域連合火災予防条例の

一部を改正する条例

第18号議案 佐賀広域消防局北部消防署新築

(建築) 工事請負契約の締結につ

いて

◎ 散 会

〇武藤恭博議長

本日の会議はこれで終了いたします。 本会議は8月10日午前10時に再開いたします。 本日はこれをもって散会いたします。

午後4時9分 散 会

平成24年8月10日(金) 午前10時02分 開議

出 席 議 員

1. 平 間	看 治	2. 諸 泉	定次	3. 松	尾	義幸
4. 野 副	河 芳 昭	5. 佐 藤	知 美	6. 大	隈	正道
7. 山 ¬	序 伸二	8. 山 田	誠一郎	9. 松	永	幹哉
10. 松 方	k 憲明	11. 原 口	忠 則	12. JII	副	龍之介
13. 野 口	宜 明	14. 亀 井	雄治	15. 福	井	章 司
16. 山	下 明 子	17. 黒 田	利 人	18. 武	藤	恭博

地方自治法第121条による出席者

広 域 連 合 長	秀 島	敏 行	副広域連合長	横尾	俊 彦
副広域連合長	江里口	秀 次	副広域連合長	松本	茂 幸
副広域連合長	江 頭	正則	副広域連合長	御厨	安 守
監 査 委 員	松尾	隼 雄	会 計 管 理 者	陣 内	康 之
事務局長	松尾	安 朋	消 防 局 長	手 塚	義 満
消防副局長兼総務課長	石 丸	忠 夫	総務課長兼業務課長	廣 重	和 也
認定審査課長兼給付課長	鳥 井	武	消防課長	大 島	豊樹
予 防 課 長	山 領	政 信	通信指令課長	鷲 崎	徳 春
佐 智 消 防 署 長	野田	公 明			

◎ 開 議

〇武藤恭博議長

おはようございます。これより本日の会議を開きます。

◎ 委員長報告·質疑

〇武藤恭博議長

日程により委員長報告の件を議題といたします。

介護・広域委員会審査報告書

平成24年8月7日佐賀中部広域連合議会において付託された第11号、第12号、第14号及び第15号 議案審査の結果、

第11号及び第12号議案は認定すべきもの、第14 号及び第15号議案は原案を可決すべきものと決定 しました。

以上報告します。

平成24年8月10日

介護·広域委員会委員長 平 間 智 治 佐賀中部広域連合議会

議長 武藤恭博様

消防委員会審査報告書

平成24年8月7日佐賀中部広域連合議会において付託された第13号、第16号から第18号議案審査の結果、

第13号議案は認定すべきもの、第16号から第18 号議案は原案を可決すべきものと決定しました。 以上報告します。

平成24年8月10日

消防委員会委員長 黒田利人 佐賀中部広域連合議会

議長 武藤恭博様

〇武藤恭博議長

付託議案について、お手元に配付いたしておりますとおり、審査報告書が提出をされておりますので、委員長の報告を求めます。

〇平間智治介護・広域委員長

おはようございます。介護・広域委員会の報告 をいたします。

介護・広域委員会に付託されました議案につき

まして、第11号議案は全会一致で、第12号議案は 賛成多数で、それぞれ認定すべきものと、第14号 及び第15号議案は全会一致で、それぞれ可決すべ きものと決定をいたしました。

以下、当委員会で審査されました主な内容について、補足して御報告申し上げます。

第11号議案 平成23年度佐賀中部広域連合一般会計歳入歳出決算について、委員より、出前講座について重要なことと認識しているが、平成23年度の開催実績が1回となっている。どのような広報をしているのかとの質問があり、これに対して執行部より、確かに開催回数が少なかったため、7月に管内全戸に配布した佐賀中部広域連合だよりで広報するとともに、構成市町の老人クラブ連合会の総会等でも周知したところ、反応が即座にあっているとの答弁がありました。

これに対し、委員より、今年度は第5期事業計画の始まりで、制度の改正もあっており、特に重要であるので、ぜひ努力を続けてほしいとの意見がありました。

次に、第12号議案 平成23年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算について、委員より、未納繰越額についていろいろと努力はされているが、保険料や利用料の負担軽減や、減免の徹底、適用範囲を拡大するといった佐賀中部広域連合独自の取り組みが必要ではないか。保険料の収納率の低下している所得層のことを考えると、なお不十分であり、手厚い対応をするべきとの意見がありました。

以上で当委員会での審査報告を終わります。

〇黒田利人消防委員長

消防委員会に付託をされました議案の主な審査 内容について、補足して御報告を申し上げます。

第18号議案 佐賀広域消防局北部消防署新築建築工事請負契約の締結について、委員より、入札において最低制限価格を1円上回る金額で落札されたことについて質問があり、執行部より、入札については情報の漏れ等はなく、入札に係る公告及び入札実施要領に基づき公平に執行されたと考えているとの答弁がありました。

委員から、最低制限価格は、どのように設定し

たのかとの質問があり、執行部より、今回の入札における最低制限価格は、入札に係る公告に基づき、予定価格を積算した上で、その直接工事費の95%、共通仮設費の100%、現場管理費の75%、一般管理費の10%を合算した額で算出しているとの答弁がありました。

約2億4,000万円の工事において、最低制限価格との差額が1円である入札は極めてまれであり、 疑念を抱かせる面もあることから、委員会として、 入札に係る関係書類を精査し、入札に問題がなかったことを確認いたしました。

以上の審査を経て、採決の結果、第13号議案は 全会一致で認定すべきものと、第16号議案、第17 号議案及び第18号議案は全会一致で原案を可決す べきものと決定をいたしました。

以上で、消防委員会の審査報告を終わります。

〇武藤恭博議長

これより委員長報告に対する質疑に入ります。 御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑は終結いたします。

○ 計 論

〇武藤恭博議長

これより討論に入ります。

討論は、第12号議案 平成23年度佐賀中部広域 連合介護保険特別会計歳入歳出決算について行い ます。

なお、討論についての議員の発言時間は、10分 以内といたします。

討論の通告がありますので、発言を許可いたし ます。

〇山下明子議員

おはようございます。私は第12号議案 平成23 年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計歳入歳出 決算の認定に対する反対討論を行います。

平成23年度は、第4期介護保険事業計画の最終 年度であり、新たな第5期に向かう上で、保険あって介護なしと言われているような介護保険がもっと高齢者、住民にとって、安心して利用できる 制度になってほしい、介護に従事する人々がやり がいと誇りを持って続けられるようにしてほしい という願いに応えられるかどうかが問われていた と思います。

まず前提として、この特別会計決算は、歳入253億5,675万円、歳出249億8,305万円で、収支差し引きは約3億3,698万円の黒字決算です。しかも、歳出では5億1,247万円の不用額を残しています。そして、介護給付基金として2億3,412万円積み立てられ、途中で7億1,267万円を取り崩したとはいえ、その残額は7億6,176万円に上っています。さらにこの後の剰余金の処分により、新たに24年度分の基金へ2億200万円積み立てることなどにより、現在高は9億円を超えているわけです。これらを見ると、限られているとはいえ、本連合の財政状態は逼迫しているとまでは言えないのではないでしょうか。

ところが、一方で介護保険の当事者である高齢者の方々は、年々削られる年金から保険料が天引きされたり、利用料の1割負担が苦になって、受けたいサービスを我慢しているという事態もあります

安心して利用できる制度のためには、まずは保 険料、利用料の負担軽減措置の拡充が求められま すが、利用料については独自の軽減措置はありま せんし、保険料についてもその適用は連合管内全 体で15件、その中の低所得者減免はわずか4件に すぎません。執行部はいつも減免したらその財源 をどこから持ってくるかが問題と言われますが、 基金や剰余金のほんの一部を活用すれば、利用料 も含めて負担軽減はできるはずです。所得区分ご とに見たときに、特例第4段階以下第2段階まで の方たちの中に、特に未納の方が多いことを見れ ば、この部分に手厚くしていく必要があるという ことは明らかだと思います。それをやろうとしな いまま、幾ら住みなれた地域でその人らしくとス ローガンを掲げても、実態に合わないものと言え ます。サービス内容はどうでしょうか。特養ホー ムの入所待機者は、定員1,241名に対し、1,498名 に上っているとの答弁があっていましたが、それ でも県の総量規制があることを理由に特養ホーム はふやさずに、認知症対応型のグループホームを

ふやすことで乗り切ろうとしています。しかし、一般質問でも紹介されていたように、7月に介護・広域常任委員会で視察した島根県松江市や岡山県津山市では待機者の実情に即して対応するという立場から、特に松江市では県が特養の増床を積極的に認めてはいない中でも、第5期においてことしから3年間で230床の整備を進めると計画されており、また津山市では岡山県の計画において、103床ふやす計画が盛り込まれており、津山市としては120床必要という立場で臨んでおられたのが印象深いことでした。

これは国の施設整備率を37%とするという参酌標準が撤廃されたことにより、それを生かしての対応であり、佐賀県がこれまでどおりの対応でやっていくということについて、介護3施設の増床は認めていないということを、むしろ視察相手のほうが驚いておられました。

一般質問では、年間150人くらいは特養の入所はできるからということで特に整備を考えていないという答弁が繰り返されておりましたが、1,500人に上る入所待機者とその家族の切迫した状況に照らせば、本連合としてもっと積極的に対応すべきではないかという意を改めて強く持ちました。

いずれにしろ、必要な人が必要な介護を安心して受けられるようにという立場から考えたときに、まだこの決算の中身では不十分であるということを指摘いたしまして、本特別会計決算の認定に対する反対討論といたします。

〇武藤恭博議長

以上で討論は終結いたします。

◎ 採 決

〇武藤恭博議長

これより第12号議案を採決いたします。

お諮りします。本案は委員長報告どおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

賛成者多数と認めます。よって、第12号議案は 委員長報告どおり認定されました。

次に、第11号及び第13号議案を一括して採決いたします。

お諮りします。本案は委員長報告どおり認定す

ることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、第11号及び第13 号議案は委員長報告どおり認定されました。

次に、第14号から第18号議案を一括して採決いたします。

お諮りします。本案は委員長報告どおり原案を 可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、第14号から第18 号議案は委員長報告どおり原案は可決されました。

◎ 議決事件の字句及び数字等の整理

〇武藤恭博議長

次に、議決事件の字句及び数字等の整理につい てお諮りいたします。

本定例会において議案等が議決されましたが、 その条項、字句、数字、その他の整理を必要とす るときは、会議規則第43条の規定により、その整 理を議長に委任されたいと思いますが、これに御 異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数 字、その他の整理は議長に委任することに決定い たしました。

◎ 会議録署名議員の指名

〇武藤恭博議長

次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において佐藤議員及び原口議員を指名いたします。

◎ 閉 会

〇武藤恭博議長

これをもって議事の全部を終了いたしましたの で、会議を閉じます。

佐賀中部広域連合議会定例会を閉会いたします。 午前10時17分 閉 会

会議に出席した事務局職員

議会事務局長 石 橋 光 議会事務局副局長 手 塚 大 介 議会事務局書記 百 武 義 之 議会事務局書記 熊 添 真一郎 議会事務局書記 本 村 哲 也 議会事務局書記 松枝瑞穂 議会事務局書記 野 田 浩 輝 議 会 事 務 局 書 記 溝 上 徹 也

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

佐賀中部広域連合議会議長 武藤 恭博

佐賀中部広域連合議会議員 佐藤 知美

佐賀中部広域連合議会議員 原口 忠 則

 会 議 録 作 成 者
 石 橋 光

 佐賀中部広域連合議会事務局長
 光

(資料) 議案質疑項目表

○ 議 案 質 疑

佐賀中部広域連合議会 平成24年8月定例会

質疑順	氏		4	ž				質	疑	事	項	
1	Ш	下	明	子	第11号議案	₹						
					平成23年度	医佐賀	買中部広	域連合-	一般会計点	歳入歳出:		
					歳出 3	款	民生費					
					1	項	介護保	険費				
					S	月	保健福	祉事業費	ť			
							緊急雇	用創出基	医金事業質	費		
							8, 289,	346円				
					第12号議第	₹						
							日中部広	域連合介	> 護保除	特別会計 i	 表入歳出決算	
								援事業費		1777 A H I	100 J V 100 J	· ·
						-	_ ,		、 纟・任意 !	事業費		
							任意事		,—,2			
							介護相	談員派遣	書			
							2,827,	969円				
2	佐	藤	知	美	第12号議案	₹						
					平成23年度	医佐賀	買中部広	域連合介	下護保険4	特別会計	歳入歳出決 算	章
					歳出 2	2 款	地域支	援事業費	ť			
					1	項	介護予	防事業費	₹			
					1	目	介護予	防特定高	5齢者施5	策事業費		
							・特定	高齢者担	2握事業			
							・通所	型介護予	防事業			
							・訪問	型介護予	防事業			
							それぞ	れの事業	美費の執行	ラ状況に [、]	ついて	
					2	2 款	地域支	援事業費	ť			
					1	項	介護予	防事業費	Ť			
					2	2 目	介護予	防一般高	5齢者施5	策事業費		
							・介護	予防普及	及啓発事業	業		
							・地域	介護予防	5活動支持	爰事業		
							それぞ	れの事業	美費の執行	ラ状況に [、]	ついて	

(資料) 一般質問項目表

○ 一般質問

佐賀中部広域連合議会 平成24年8月定例会

質問日	質問順	E	£	彳	5	質問方式	質 問 事 項
7 日	1	諸	泉	定	次	一問一答	1 消防の新設出張所の人員配置について
(火)							H25神埼消防との統合に伴い、2出張所の新設が予
							定されているが、人員体制をどうされるか
							2 災害時における住民や消防団への連絡方法と地域把
							握について
							各署で地理の把握はどうしているのか。住民や消防
							団への連絡をいかにして迅速かつ正確に行うのか
							3 ホテル火災での指導、監督体制について
							今年 5 月の福山市での火災では、ホテルの違反事故
							に消防署が指摘していたが、改善命令など確認してお
							らず、結果として大変な人災となった。管内での指
							導、監督体制はどうされているか
	2	山	下	明	子	一問一答	1 「改正」介護保険施行後の状況は
							2 介護認定のあり方について(介護認定及び障がい程
							度区分認定)
							(1) 認定に要する期間と申請者への対応
							3 介護事業者、従事者との連携について
							指導、管理ではなく、介護事業を共にすすめていく
							パートナーとしての対応を
	3	野	副	芳	昭	一問一答	1 在宅介護での計画停電は充分に対応できるか
							在宅生活をしている方で、電動器具を使用している
							方への計画停電の対策は
	4	佐	藤	知	美	一問一答	1 介護3施設拡充に対する考え方
							(1) 第5期保険事業計画における基本的視点
							地域包括ケアの5つの視点
							②介護サービスの充実強化
							特養などの介護拠点の緊急整備について
							(2) 第5期におけるグループホームの増床について
							(3) 先進地の待機者、在宅介護者への3施設の位置
							づけと、中部広域連合の待機者、在宅介護者への3
							施設の考え方は

質問日	質問順	氏		名	7	質問方式	質 問 事 項
7 日	5	松	永	憲	明	一問一答	1 新たな介護サービスについて
(火)							(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の今年度計
							画とその進捗状況
							(2) この事業の課題
							(3) 複合型サービスを含め、新たなサービスを必要
							としている利用者数の実態
							(4) 在宅介護において、地域間格差は生じないのか
							(5) 負担能力のある高齢者に限定されるおそれはないか
	6	松	尾	義	幸	一問一答	1 入所待機者と特別養護老人ホームの増床について
							(1) 介護・広域常任委員会が7月24日に研修視察を
							した島根県松江市は、第5期介護保険事業計画で230
							床の整備を計画していたが?
							(2) 島根県の第5期介護保険事業計画では、「介護
							老人福祉施設の目標量の設定に当たっては、入所申
							込者の状況調査結果を参考に、待機者の現状把握を
							的確に行うこと」として、増床をかかげているが?
							(3) 一方、佐賀中部広域連合では、第5期計画によ
							ると、介護老人福祉施設の見込者数は、H23年、
							1,215人からH26年、1,203人と減少しているが?
							(4) 第5期さがゴールドプラン21では、介護老人福
							祉施設の見込者数は、全県でH23年、3,403人から
							H26年、3,427人とショートステイの定床化でわず
							かに増えているが?
							(5) 県内7つの介護保険者の中で県庁所在地に位置
							する佐賀中部広域連合の長として、県に対して、待
							機者の状況を把握して特別養護老人ホームの増床を
							求めるべきではないか
							2 7月25日に研修視察した岡山県津山市の"めざせ元
							気!!こけないからだ講座"の実施箇所の広がりと参
							加者の増加(高齢者の7人に1人が参加)に学ぶべき
							ではないか。佐賀市のケアハウス「はがくれの郷」や
							吉野ヶ里町社協が取り組んでいる「ふまねっと運動」
							を介護予防事業として、佐賀中部広域連合管内に普及
							すべきではないか
							(1) 津山市の講座の状況と第1の体操から第7の体
							操について
							(2)ケアハウス「はがくれの郷」における介護予防
							運動「ふまねっと運動」により、バランスなど中枢
							神経機能や認知機能の働きを高める狙いについて